

## 平成25年度予算審査特別委員会（第2日目）

- ◎ 招集年月日 平成25年3月11日（月）
- ◎ 招集の場所 知内町役場 議場
- ◎ 開会日時 平成25年3月11日（月） 午前 9時30分
- ◎ 閉会日時 平成25年3月11日（月） 午後 2時14分
- ◎ 出席委員
- |    |      |     |      |
|----|------|-----|------|
| 1番 | 西山和夫 | 6番  | 泉政栄  |
| 2番 | 木村一  | 7番  | 敦澤良子 |
| 3番 | 山田顯  | 8番  | 吉田峰一 |
| 4番 | 松井盛泰 | 9番  | 森永勉  |
| 5番 | 谷口康之 | 10番 | 伊藤政博 |
- ◎ 欠席議員 なし
- ◎ 地方自治法第121条の規定による説明のための説明員  
町長 大野幸孝 代表監査委員 村上壽 泉政栄
- ◎ 知内町長の委任を受けて説明のため出席した者
- |           |       |           |      |
|-----------|-------|-----------|------|
| 副町長       | 網野真   | 財政係長      | 森永茂  |
| 総務企画課長    | 大館光晴  | 税務係長      | 西野俊一 |
| 総務企画課政策室長 | 小田島伸二 | 保険係長兼衛生係長 | 松本泰行 |
| 生活福祉課長    | 大野樹   | 介護保険係長    | 佐藤雅明 |
| 産業振興課長    | 手塚恵一  | 建築係長兼管財係長 | 小嶋隆  |
| 建設水道課長    | 佐々木孝幸 | 土木係長      | 佐藤和人 |
| 出納室長      | 村上義久  | 上下水道技術係長  | 牧野覚  |
| 建築係長兼管財係長 | 小嶋隆   | 上下水道事務係長  | 永田吉雄 |
| 監査委員事務局   | (藤谷亘) | 管理係長      | 鳴海英人 |
- ◎ 教育委員長の委任を受けて説明のため出席した者
- |           |      |             |        |
|-----------|------|-------------|--------|
| 教育長       | 田中健一 | 給食センター長     | (村上芳二) |
| 教育次長      | 村上芳二 | 総務係長兼学校教育係長 | 長谷川将之  |
| 高校事務長     | 松崎輝幸 | 社会教育係長      | 佐藤正登   |
| スポーツセンター長 | 赤田敏美 |             |        |
- ◎ 職務のため出席した議会事務局職員
- |        |     |        |      |
|--------|-----|--------|------|
| 議会事務局長 | 藤谷亘 | 議事担当係長 | 野戸英二 |
|--------|-----|--------|------|

## 平成25年度予算審査特別委員会議事日程

(第2号)

平成25年3月11日(月)午前9時30分開議

日程	議件番号	議件名
第1	議案第21号	平成25年度知内町一般会計予算について
第2	議案第22号	平成25年度知内町国民健康保険事業特別会計予算について
第3	議案第23号	平成25年度知内町後期高齢者医療特別会計予算について
第4	議案第24号	平成25年度知内町公共下水道事業特別会計予算について
第5	議案第25号	平成25年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計予算について
第6	議案第26号	平成25年度知内町介護保険特別会計予算について
第7	議案第27号	平成25年度知内町水道事業会計予算について

### ● 開会宣言・開議・議事

#### ◎ 委員長(敦澤良子)

おはようございます。只今の出席委員数は、9人です。

定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおり、直ちに議事に入ります。

### ● 議案第1号 平成25年度知内町一般会計予算について

#### ◎ 委員長(敦澤良子)

日程第1、議案第21号、『平成25年度知内町一般会計予算について』を議題としております。

本案については、昨日に引き続きまして、審議を行いますが、産業振興課関係の質疑は終わっておりますので、これから、建設水道課関係の質疑に入ります。

8款土木費の質疑を承ります。予算書の161から168ページまでです。質疑を受けます。

5番委員。

#### ◎ 5番(谷口康之)

161ページの19節、補正のときもこの金額減額して、実績的には1軒もなかったということで、今回、同じような形で、同額の金額載せてきたんですけども、去年ですか、これ新しくできた制度で、そのときうちの町としては、対象が1,800軒のうち、だいたい1,200軒あるという、そのうちの去年だったら、300軒くらいが一番中心的な軒数だと聞いたんですけども、ただ、去年ですね、本当にそれをやるのか、診断士のこともありましたけれども、今回、予算の中でも見ますと、調査補助で5軒ですか、それから耐震改修補助で2軒ということで、補正のときも一生懸命努力してやりますと言いましたけれども、具体的な目標、この

軒数をクリアするためには、どのようなこれから具体的な働きかけをするのか、ちょっとあるようでしたら、お知らせ願いたいと思います。

◎ 委員長（敦澤良子）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

24年度におきましては、広報誌で2回周知を図りました。結果、実績ゼロでございました。それで、およそ対象軒数がですね、委員おっしゃったように、1,200軒弱あります。ただ、1,200軒弱の中で、もう少し詳細に調べないと、これは固定資産台帳からの拾いだけなものですから、全てが対象がどうか分からないんですけれども、少し詳細に調べながらですね、今度は直接、持ち主の方に案内文書等を配付してですね、それで、周知を図りたいというふうに思っています。やはり広報誌だけだと、耐震改修とはなんぞやという話からですね、それと、自分のうちが対象になっているかどうかということも結構、お年寄りなんかでも分からない部分があるのかなと思いますので、まず、戸別配付でですね、再度、周知を図って、25年度は見てみたいというふうに考えています。

◎ 委員長（敦澤良子）

5番委員。

◎ 5 番（谷口康之）

去年のときも、診断士の方々が、見ましたら、一番近いところで木古内にいるという形で、これから診断士も知内の方で民間ですけれども、取ってもらえるような形で働きかけるといことも伺ったんですけれども、知内の場合は、そういう形で、はっきり言って、診断士の資格とか取った人って、まず、いるんですかね。もし、いるのであれば、お知らせ願いたいと思います。

それからですね、この予算書の中で、ちょっと私も去年、確か金額的なもの忘れてしまったものですから、もう一度ですね、調査するための補助金額のこと、1軒の金額はどのくらいで、それから、補修した場合の金額は、2軒あるんですけれども、その金額の単価、ちょっと去年聞いたと思うんですけれども、忘れてしまって、もう一度、あるようでしたら、お知らせ願いたいと思います。

◎ 委員長（敦澤良子）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

ご説明申し上げます。まず、この間、北海道の登録名簿を確認致しました。まだ町内では、残念ながら登録している方はいらっしゃいません。ただ、先ほど戸別案内のご説明を申し上げましたけれども、また町内ですね、建築業者たちにも合わせてこの制度等について説明したいと思いますので、それ以降、また登録する方が出てくるかもしれません。それと、補助金の関係なんですけれども、診断にしましては、費用の3分の2で、上限が1軒、8万6千円です。診断ですね。それから、診断の結果ですね、耐震改修が必要になったということになって、耐震改修工事を実施するときには、対象経費の20パーセント、上限が100万円です。今回につきましては、改修工事が2軒と耐震診断が5軒で、予算計上しております。以上でございます。

◎ 委員長（敦澤良子）

5番。

◎ 5 番（谷口康之）

私も昨日の林業の方でかなり白熱した議論聞いたんですけれども、私はですね、町長にお伺いしたいんですけれども、この部分でですね、改修ですか、これでもって、林業の方の昨日、議論したような形で活用できないのかなと、私は個人的にこういうもの活用できるのかなと、それでしたら、ダブルで補助的なものと言えば変ですが、やる方もかなりやりやすいのかなと思ったんですけれども、その辺の活用と言えば変ですけども、そういうことは、町長、考えることはできないんですかね。もし、あるようでしたら、お知らせ願いたいと思います。

◎ 委員長（敦澤良子）

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

今、5番委員のご指摘でありますけれども、先般の地場材の活用の部分で、新しい制度を今、提案をさせていただいておりますので、それとの連動ができるのかどうか、今、検討をという話でありますので、これは前向きに検討をさせていただければと思います。ただ、私は、構造的なもの、それが使えるかどうかというのちょっと知識がないものですから、その辺がもし、あれだったら、技術の方から説明をさせてもらいますけれども、基本的には、それが連動するのであれば、要するに増改築で耐震も含めた中で、それを要するに地場材でやるという形になれば、この制度も使えるし、うちが今、新しく制度を設けたものもそこに充当できるのであれば、やる方としては、勝手が良くなるのかなとは思っていますけれども、ただ、構造的に、その辺が地場材を使った中で、耐震改修というのが果たして可能なのかどうか、これはちょっと今、技術的担当の方から説明をさせてもらいたいと思います。

◎ 委員長（敦澤良子）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

昨日、説明致しました、地場産材の助成事業と今回の耐震改修の関係でございますが、例えば、松等を使えばですね、十分、強度的には問題がないと思いますので、例えば、地場産材を使って改修をやり、そして、合わせて、耐震診断を行って、不足分を耐震改修するというようなことになったとしたときには、両方、使えると思います。ただですね、筋交い、補強するのに筋交いを使いますと、それを地場産材で使うというときには、補助金が2つ入ることになりますので、そちらはどちらかの補助金を使うことになると思うんですけれども、それ以外に関しましては、地震の不足分に関しては、耐震改修と。そして、一般住宅に関しては、地場産材の住宅助成で改修するということは可能だと思います。

◎ 委員長（敦澤良子）

1番。

◎ 1 番（西山和夫）

関連してでありますけれども、これ民間が耐震性が不十分ということで、235棟あるということで、これを27年まで90パーセント目標値定めて、啓発しなが

ら改修してもらおうという計画なんですけれども、一般質問でもさせていただきましたけれども、北海道がこれから2016年でしたか、2015年でしたか、ちょっと忘れてしまいましたけれども、その人命的被害を軽減するために、各自治体でそれらの軽減策として、どういう方法でやるかという、多分、これから話合いがなされるだろうという話しましたけれども、それとこれの連動性って出てくるんですか。要するに耐震性を損なうということになると、地震で潰れて、人命にも影響があるということになれば、その人命を守るためにこの耐震強化、更に啓発を進めて、バックアップしてくださいとか、そういう感じで連動性があるのか、1つと、それと、以前、シェルターの話しました。だいたいネットで見ると、その囲いだけで25万円という話の中で、今回、スギ材の中で、さっき5番委員が言いましたけれども、どうなんだという話の中で、改修となれば、地震に対する改修となれば、結構費用もかさむだろうし、負担も大きいだろうと思うので、確か寝室なら寝室、ある程度、補強した囲いを強度的に保たせて地震に備える。潰れてもそこだけは空間として残るような、そういう構造がシェルターということで、それも25万円程度でできるということで、それも補助を入れながら、各自治体はやっているというお話をして、それらも合わせて、これと連動させて行う方法も1つ考えて見た方がいいだろうと。多分、今年度もこのままでいけば、ゼロという数字も見えてくるのかなという思いがありますので、何とか人命を守るという観点から、その耐震改修がどういう方法がいいのか、それらも含めて検討していただければと思いますけれども。

◎ 委員長（敦澤良子）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

この耐震改修はですね、おっしゃるとおり、人命を守ると。建物を守る、すなわち、人命を守る、財産を守るという観点から、補助金を出して、促進させるものでございます。それで、シェルターに関しましてですね、以前、委員のお話を伺って、私も調べさせていただきました。そうすると、結構、東京都、あと、静岡県界内ではですね、利用もされておりますし、補助金を持っている自治体もたくさんあるというふうに承知しております。それで、今回ですね、このシェルターの制度も合わせてというお話なんですけれども、まず、耐震診断をしていただいでですね、それで、本当にどの程度、強度不足なのかという、それで、やはり改修の必要があるよと。ところが、改修するにあたっては、何百万円も掛かるんだという議論が上っていったときにはですね、そういうシェルターの選択肢も出てくるのかと思います。ただ、今、現在、耐震診断、1軒もない実績ですから、シェルターの制度的には、まだ少し早いのかなと考えています。

◎ 委員長（敦澤良子）

1番委員。

◎ 1番（西山和夫）

自分の言うのは、その耐震と今回の診断とセットで、要するに耐震診断をすることによって、そのあとのケアとして、こういう方法、こういう方法で、要するに町としてはどのくらいの補助金があるとか、国からはどのくらいの応援があるんだというものをセットにしてですね、要するに調査をしていただくという啓発をしなけ

れば、なかなか調査した結果的には、大変、お金が掛かるという不安があれば、調査にも踏み込まないと思うんですよね。だから、それらにちょっとでも安心感を加えるために、調査することによって、莫大な費用が掛かる場合は、こういう補助制度を使って、このくらいに抑えられますとか、簡易では、こういうシェルターを使って、まず、とりあえず、人命を守りましょうとか、いろいろな提案方法あると思うんですよね。だから、それらを組み合わせながら、啓発していけば、また受け取り方も違うのかなという思いがあるんですけれども。

◎ 委員長（敦澤良子）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

確かに耐震診断のコマーシャルのときにですね、そういう何種類かの選択肢を自治体の方から提案をするという、この案については、非常に有効かなと思います。ですから、シェルターについては、昨年も内部では協議をしております。それで、まだ早いんじゃないかなというあたりもあるんですけれども、今、おっしゃったとおり、選択肢を対象の皆さんたちに選んでいただくというような観点から、もう一度ですね、内部的には、協議をさせていただきたいなと思います。

◎ 委員長（敦澤良子）

そのほか。8款土木費、質疑ございませんか。5番。

◎ 5 番（谷口康之）

ちょっと164ページの委託費の部分で、去年は除排雪で1,300万円、今年は、今回、2千万円という形で計上しているんですけれども、ただ、前も課長、我々と話をしたときに、民間業者の方は、課長の説明であれば、なるべくならやりたくないというような言い方を聞いたものですから、その辺の業者のですね、今回は、60路線で25キロという形になっているんですけれども、この辺の業者の説得と言いますか、今後の業者の協力体制というものは、どのような形で構築していくのか、あくまでも、町としては、これがなかったら自分たちでやるしかないという形になるんだと思うんですけれども、その辺、これからも業者の方と協力関係というか、どのような形でやっていくか、ちょっとお知らせ願いたいと思います。

◎ 委員長（敦澤良子）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

委託業者の件につきましては、やはり今年度も町内の町内の業者をお願いしたんですが、やはりなかなか参加が難しいというところでございます。ですから、今回はですね、14節使用料賃借料のところ、除雪ドーザの借上料ということで計上しておりますが、やはり今、現在、委託業者の除雪台数、あと、町で抱えている除雪車等々で、全く余裕のない状態、それで、委託業者の方に本来であれば、除雪費を増やしていただきたいのですが、それもなかなか適わないというところで、町の方ですね、25年度、1台、除雪車借り上げて対応したいと思っています。それで、将来はですね、除雪機の購入も視野に入れているんですが、補助金を使ってですね、要望しながら、すぐ付くというわけにはいかないの、借り上げて、25年度は対応したいなと持っています。合わせて、委託業者と通年雇用の話もあります

ので、それで、農業との連携等もありますから、更にですね、委託業者とは話を進めていながら拡充を図っていききたいと考えています。

◎ 委員長（敦澤良子）

5番委員。

◎ 5 番（谷口康之）

これはうちの町の特徴と隣の町も比較するという事は、ちょっと変なんですけれども、ただ、隣の町は、ほとんど役場自体がもう除雪用の重機というものを持っていないんですよ。ほとんど町内の民間業者が全てのあれをやっている。その代わり、聞きましたら、除雪の金額も7千万円とか、8千万円という、うちの町とはだいたい倍の金額になってしまっているのかなということであるんですけれども、その辺、何か隣の町とのあれを言いますと、隣の町は民間がきちんとそういうふうにもやってもらって、うちの町は、そういう形では、民間の方のあれが何か今、言いましたように、なかなか難しいという形で、もう少しきちんとした形で単価アップさせるとか、そういう形はきちんと提示して、協力体制きちんと構築できないんですかね。

◎ 委員長（敦澤良子）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

町内業者との打ち合わせの中ではですね、単価が安いから除雪できないという話ではないんです。将来の事業展開の中で、通年で社員を雇ってというあたりが難しいということなんです。それで、木古内、隣の町あたりを見ますと、建設業者だけではなくいろいろな職種の方々が参加しているようなので、うちの町もですね、例えば、地先の人たちで何か協力していただけるようなことがあれば、やっていただきたいなど。今年度は、湯の里の歩道、町内会に委託したんですけれども、町道に関しましても、引き続き、町内の業者にはお願いしながらもですね、また個人で対応できるような人がいれば、そういうことも視野に入れながらですね、今後の除雪体制を考えていききたいと思っています。

◎ 委員長（敦澤良子）

そのほか。1番委員。

◎ 1 番（西山和夫）

昨日、ちょっと出ていました小谷石の会館の件なんですけれども、無落雪施設ということで、ある程度、雪は想定していると思います。その重み、高さとかいろいろ考え方あるだろうと思いますけれども、どのくらいに耐える設計になっているのか、1つと、そして、町内会にある程度、その辺の例えば、屋根に1m積もれば、ある程度、限界を超えますので、そのときは、町なり自ら話し合いをしながら、除雪作業、排雪作業にあたるだとか、そういう話はしているのか、していないのか、それをまず、1点と。

それと、162ページの浄化槽の関係でありますけれども、以前、課長には、下水道と浄化槽、点検料を含めて、どのくらい差額があるんだろうという話をいただきました。それで、自分も浄化槽に例えてやったときには、それほど差ほど差額がないだろうという話をされましたけれども、中身的、運営的には、浄化槽の場

合、使用料、手数料で3,500万円くらい、年度によって、ちょっと変動がありますけれども、それで、総務費、一般管理だとか、施設管理費で7千万円前後の維持管理が掛かると。農集排も同じような議論の中で、要するに手数料、皆さんからいただく手数料は、260万円程度、そして、一般管理だとか、施設費込みでほしい700万円弱のそういう維持管理費、施設等に掛かるといふ考えの中からいけば、確かに以前にやってもらった検査料だとか、そういうものを諸々やった場合には、確かに合併浄化槽と下水道の差額は比べ方にもよるだろうけれども、それほど差がないと。ただし、合併浄化槽の場合、これから全て自己責任でやるわけですね、これから。下水道の場合は、やっぱり施設が傷んでも町で、そして、運営もある程度、公費を入れながらという考え方で進んでいますよね、半分くらい。その差を縮めるためにも、少しでも差を縮めるためにも、今後の方針として、以前、合併浄化槽に掛かる検査料ですか、4点くらいありますけれども、それらの検査料を今後、町で見るような方向性があるのか、それと、もう1つ、合併浄化槽、耐用年数はどのくらいなんですか。万が一、これ壊れたということになれば、個人で今後、どのくらいの負担が掛かるのか、その辺も合わせてお尋ねします。

◎ 委員長（敦澤良子）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

まず、合併浄化槽の方のご説明をさせていただきたいと思います。検査手数料に関しては、北海道で決められている手数料で、現在、その手数料に関して、町の方ですね、助成をするとかというような考え方、まだありません。ただしですね、やはり以前、西山委員のお話の中では、下水道と合併浄化槽の費用比較をすると、大差ないというお話をしましたが、一般的に重内の家庭の方々のデータを見ますと、やはり合併浄化槽の方が下水道に接続したと仮定した値段と比較すると、費用負担が多いと思います。ですから、私ども、今後、25年度中に考えているのはですね、今、浄化槽汚泥については、渡島西部の方に持って行って、手数料を払っているんですけども、その浄化槽汚泥をうち下水道施設に持ってこようと思っています。知内町クリーンセンターですね、そうしますと、渡島西部に払っている手数料のおよそ半額くらいでできるのかなという試算をしております。ですから、今、いろいろと道との協議等も必要になってきますので、今年度、新年度の当初予算に計上できておりませんが、整い次第ですね、提案させていただきたいなど。そうしますと、下水道と合併浄化槽の方々の費用については、だいぶ縮まるのかなというふうに考えています。耐用年数はですね、一番最初に電気モーター関係が標準の耐用年数でいけば、確か15年くらいだったと思います。ただ、15年で壊れるかという、やはり20年くらいは保つんじゃないのかなというお話ではございますが、やはりまだ実績等でそれほどないので、正確な値ではないのですが、15年から20年くらいかなというおさはしております。よくこれは話題になっていましてですね、耐用年数を超えたときの修理だとか、更新に掛かる費用、これについて、個人負担なのかどうなのか、通常はですね、1回補助金が出ると、2回目の補助金はないということになってまいります。現状、どこの自治体もそういうような取扱いをしております。ただ、下水道とのバランスですね、下水道においては、公費を入れて、



改築更新をするのに、合併浄化槽においては、全部、個人負担になるのかというあたりについては、今後の議論の材料になるのかなと考えております。

◎ 委員長（敦澤良子）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（大館光晴）

お尋ねのありました、小谷石の町内会館、除雪の関係ですので、私の方からちょっと。基本的にはですね、会館の維持管理ということで、それは各町内会の方にですね、お願いをしているというのが現状です。これは原則です。ただ、昨今、各町内会の事情、いわゆる雪下ろしをしたくてもですね、人夫があまりいないとか、あるいは、経費面で、窮屈だという町内会もございまして、今回みたいにですね、一両日中、2日くらいですね、ずっと積もってしまったものですから、小谷石の場合はですね、それでちょっと町内会として、全部やりきるというのは、ちょっと難しいという状態になりまして、危険性もあるということの判断からですね、町の方も町内会と共同してやったということですが。ただ、今後、考えますとですね、こう言ったことも想定しなければならないので、その辺の経費につきましてですね、町で持つのか、町内会の方にとということになるのか、その辺は今後の議論になりますけれども、いずれにしても、そんなことも想定した中で、考えていかなければならないということで、各町内会長の方とは話し合いを進めているという現状です。

◎ 委員長（敦澤良子）

建築管財係長。

◎ 建築係長兼管財係長（小嶋 隆）

ご説明を申し上げます。小谷石の会館ですけれども、構造的に積雪荷重の設計は、道の条例で地域指定をされていまして、建設当時は、80cmで、1㎡1cm、単位重量で2kgという形で計算をしております。実際、ほかの施設もそうなんですけれども、技術的には、80cmですけれども、新しい雪の場合は、単位重量2kgまでありませんので、概ね1mを目安に雪下ろしの方は検討していただくよう、各施設の管理している部署には伝えてございます。

◎ 委員長（敦澤良子）

1番委員。

◎ 1番（西山和夫）

1mくらいまでは、オーケーだという話なんですけれども、基本的には80cm、ただ、小谷石は地域性からして、海に近いわけですよ、やっぱり南だとか、南東の風になれば、やっぱりそれだけ暖気の風になりますので、圧縮された雪の状態になります。当然、屋根の間というのは、融けたり凍ったりという感じで、それ以上の加重はかかると思うんですけれども、そうした中で、総務課長答弁していただきましたけれども答えになってないんですよ。あくまでも、町内会とそういう話、今、例えば、80cmの積雪が限度だとすれば、やっぱりそれを目安にお互い連絡し合って、もうそれだけの雪があるよということで、どっちが費用出すのか、それは別にして、やっぱり密にしていかなないとなかなか難しい問題なのかなという気がしますし、その80cmをベースにすれば、やっぱり今回は加重オーバーかなという気がします。正直なところね。その辺はちょっとこれから今、調査するということな

ので、それ以上、言いませんけれども、あくまでも、町内会とその辺連携を密にして、やっていただくようお願い致します。

それで、合併浄化槽ですけれども、汚泥の部分、運べば、5人槽・7人槽・10人槽で費用違いますけれども、2万5千円から5万円くらいの費用がそれぞれ掛かるということで、その部分は軽減されるのかなと。それで、ある程度、下水道と合併のある程度の整合性は取れるだろうと。ただ、今後の考え方として、将来、その合併槽が不具合を起こした場合に、そしたらどうなんだと。その辺の話合いは、まだどっち付かずだと、補助したものにまた補助という感じなのか、ただ、その辺の議論をしないと、さっき言う、一般管理費と施設管理費の部分、どっちを取るのかわかりませんが、それにしても差があると。まして、それが公費でやっぱり補って、我々は半分、逆に合併浄化槽でいう検査料だとか、維持管理費は、我々が半分、応援してもらっているという格好になるわけですね。だから、その辺、どうこれから合併浄化槽の方々と議論していくのか、やっぱり方向性とすれば、何か不具合があったときに、町でそれなりの対応をしますということが、一番、ベストなのかなという気がしますけれども、どうでしょう、町長、その辺は施策として、どうなのでしょう。

#### ◎ 委員長（敦澤良子）

町長。

#### ◎ 町長（大野幸孝）

合併浄化槽と公共との維持経費の比較というのは、これは町内会のふれ合い懇話会、まちづくり懇談会等に出されている課題であるんです。それで、特に重内町内会の皆様方から毎年言われるのは、何で法定検査と町内の業者の定期検査、これが要するにやらなきゃいけないんだということが、それが要するに負担が大きいんだと。その指摘をいただいているところであります。そんなことから、本年度から北海道合併浄化槽整備促進協議会というのがありまして、今回、松前の町長が退任されたものですから、そのあとに私、評議員として選任されて、今回、道の協議会に初めて参加をさせていただいて、24年度も全国のときにも私と羅臼の協会長なんですけれども、2人だけ北海道から参加をさせてもらって、私は全国のときにその辺の話をしよかなと思って、資料を持っていったんですよ。というのは、今、法的な検査というのは、今、決められているんですよ。うちは、北海道8千円なんです。ところが、全国を見ると、その検査料もまちまちなんですよ。そして、法的的に検査をしている都道府県の受検率もまばらなんです。そんなこともあるので、何とかしてそれを北海道だって、そういう今、合併浄化槽を促進するのであれば、その課題を解決しなければならないんじゃないですかということを提案させてもらったんですよ、実は。そしたら、今金の町長もそれから、ニセコの町長も話をして、何とかその辺の知内の町長、その辺の資料を持っているからくれないかということで、今、町村会ともいろいろやらせてもらっています。それで、今、課長の方からも今、広域に運ぶやつをうちのクリーンセンターに運ぶことによって、経費的なものが2分の1になるということも説明してもらいましたけれども、今、定期検査、町内の業者が3回、それと要するに法的な要するに検査というのが、合併浄化槽協会が今、役割を担って、北海道から委託を受けてやっているんですけれども、それが今、

どんな形で統一できるのかということ、これはほかの今、考え方として、道なりにも働きかけて、国にその辺を提言しようということ、取組を今、ひとつさせていたでいてるということ、まず、その辺をご理解いただければと思いますし、それから今、先ほど課長から言いましたように、汚泥の部分でここでやることで、2分の1、経費を節減できるということであれば、その辺、受益者の皆様方に負担軽減がされるんだらうと思っておりますので、それは総合的に今、早急にやれるものから手を付けさせてもらって、将来的にその辺の問題点を指摘しながら、国に対しても要望しようということ、今、取組をさせていただいてるということ、ご理解をいただければと思います。それと、今、ご指摘の15年から20年ということで、万が一、そこに要するに更新の部分に町としてどういう考え方をということのご指摘でありますけれども、公共下水道との比較をすることによって、その部分は本人が負担せよということは、なかなか言いづらいのかなど。そういうふうには、今、思っています。ただ、それはちょっと今、はっきりここでは申し上げることができませんけれども、もう少し今、内部で検討させていただきたいと思っております。ですから、この部分が軽減されることによって、公共下水道との要するに比較がどういうふうになるのか、その辺も含めた中で、検討をさせていただければと思っておりますので、ご理解いただければと思います。以上です。

◎ 委員長（敦澤良子）

1番委員。

◎ 1 番（西山和夫）

汚泥運搬というのは、結構、費用が掛かる、それが町で負担できるようになれば、先ほど言うように、7人槽と私の下水道を比べて、だいたい同じくらいの負担、それが、汚泥でいくと3万4千円くらいですか、資料によれば。そのくらいの軽減がされるということで、かなりメリットが大きいんだらうなと思うんですよね。ただ、それが5人槽・7人槽・10人槽で、ケースバイケースでそれはちょっと変わってくるということなんですけれども、いずれにせよ、不具合が15年、20年後にあった場合には、それらも含めて町の方で検討するということなので、是非、よろしくお願い致します。

◎ 委員長（敦澤良子）

答弁いいですね。そのほか、9番。

◎ 9 番（森永 勉）

165ページなんですけれども、委託料なんですけれども、昨年の予算で橋梁長寿命化修繕計画委託料ということで、橋の検査ですか、それを28橋というんですか、実施されたと聞いています。多分、それに見合う修理しなければならない状況の中で、この委託料が発生してきたのかなど、13についてはね、そう思うので、それ以外の23橋やった調査の中で、まだあるだらうかということ、まず、1点伺いして、今後の対策もお願いするという状況であります。

それから、次のページの14のこれも委託でございます。森越の稲荷線、設計を委託するということになっております。それで、昨日ですか、道路は工事設計による道路工事技術士基準条例ということ、出ていましたよね、その中で、今の道路がどの区分、どの種類、どの級に入るのか、入るのであれば、それをお知らせすること

と、説明書の中で図面がありますけれども、2ページですか、ありますね、その段階で、僕個人的に考えることでは、どうしてもカーブがきついんじゃないかと、こう思うので、今回、設計段階で、あのカーブ、アールを直すことはできないのかなと。ただ、我々もいろいろな道路、農道等、もしくは、町道と歩いている中では、除雪のときにちょっと困るんじゃないかなと、素人ながらもカーブがきつすぎて。その辺の見解をお願いしたいと思います。

◎ 委員長（敦澤良子）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

まず、1点目の橋の補修の関係です。長寿命化計画の策定にあたりまして、去年で、2カ年かけて去年で町内の全橋について、点検調査終わっております。それで、全ての橋にわたって、やはり修繕は出てまいります。ですから、その中で、橋の重要度に合わせながらですね、今後、継続的に修繕計画を上げていきたいなというふうに考えております。

それから、森越稲荷線の件でございます。一昨日にご説明をした条例の中でいきますと、3種5級という道路になります。それで、その3種5級に合わせながらですね、カーブ等についても今後、この設計委託の中で決めていくことになります。以上になります。

◎ 委員長（敦澤良子）

8番。

◎ 8番（吉田峰一）

今、点検された橋梁の中では、一番悪いという言い方あれなんですけれども、危険度をもって順位を付けて修理していくという考え方でいいんですね。

◎ 委員長（敦澤良子）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

点検の結果ですね、たちまち危険だという橋はございません。要するに長寿命化ですから、長い間保たすためにはどのような手段が必要かというあたりが主眼になっております。ですから、町内、全橋梁を点検した中では、たちまちのうちにすぐ危険という橋は、重ねて言いますが、ございません。それで、あと、点検の順番に関しましては、やはり利用度、重要度、これに合わせて順番を付けて参りたいと思っております。

◎ 委員長（敦澤良子）

そのほか。5番委員。

◎ 5番（谷口康之）

町長に確認のための説明をさせていただきます。165ページの工事請負費で、予算書を見ますと、前浜橋700万円、下の方が800万円となっているんですけども、資料を見ますと、両方とも800万円の工事費になっています。その辺、どちらの金額が正解なのか、ちょっとお知らせお願いしたいと思います。

◎ 委員長（敦澤良子）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

資料でですね、前浜橋 800 万円となっておりますが、これは事業費でございます。まして、工事請負費の上の方、13 節委託料に前浜橋沓座拡幅設計委託料 100 万円、この 100 万円と補修工事 700 万円、この合算の金額が資料の方に載っております。

◎ 委員長（敦澤良子）

1 番委員。

◎ 1 番（西山和夫）

団地の件でちょっとお尋ねします。先般、はまなす団地で、もう 3・4 年前だと思えますけれども、カビと湿気の問題で、いろいろ係長に相談にのっていただいて、結果的には、規定のストーブを使わないで、ポータブルを使って、あと換気の問題ということで、多分、それ以降、解決したんだろうと思っておりますけれども、ただ、今回、湯の里地区で玄関から廊下にまで水分が流れるような状態と、要するにカビの状態といろいろ不具合が出ているということで、所管調査、総務の方なんですけれども、行かせていただきましたけれども、住民とたまたまお話できる機会があって、その方は、多分、共稼ぎなんだろうと思っておりますけれども、その辺の兼ね合いもあるのか、常備、やっぱりある程度、こういう厳寒の寒いときには、ある程度、ストーブと換気というのは、ある程度時間的に要するのか、あくまでも日中から夜遅くまで空けてしまえば、そういう状況が発生するのか、それとも、欠陥的に何か異常があるのか、それとも、何かの不具合でそういうものが発生するのか、専門家として、その辺、どう考えますか。

◎ 委員長（敦澤良子）

建築管財係長。

◎ 建築係長兼管財係長（小嶋 隆）

ご説明を申し上げます。我々も 3 棟できた当時から見ているので、若干、ちょっと気になって、いろいろ調査はしてございます。ただ、建物としては、全く 3 棟とも一緒でございまして、正直、我々も確たる原因というのはまだ掴んでおりません。違うというのは、各棟の住人が違うということですから、その辺の生活状況の問題等もいろいろあるんでしょうけれども、住戸外の共有部分の問題でございまして、今後もいろいろと調査をしていきたいとは思っておりますけれども、現段階では、これが問題だという部分は断言できない状況です。

◎ 委員長（敦澤良子）

1 番委員。

◎ 1 番（西山和夫）

早くからそういう感じの苦情はあったと伺っていますので、やっぱり的確にそういう情報を収集しながら、どういう対応をすべきか、やっぱり検討していかなければならないんだろうなと思っています。

それと、除雪の関係なんですけれども、以前、所管調査の中で、課長の方からきめ細やかな対応ということで、タイヤショベル的な、0.4 くらいのバケットのタイヤショベルがあれば、まだまだ細かく、それこそきめ細やかな対応もできるんだという話で、2 台あればというお話がありました。ただ、オペレーター等の関係の

中で、いつになるか分からないみたいなことを言っていましたけれども、いずれ今回、前浜地区でやっぱり大野さんの十字路のところ、大野興業と三洋のやっぱりあの辺、民間というか、たまたま町内会長の仲間内で、要するにその対応にあたっていているという部分出ていますので、やっぱりそれらを手当てするためにも、やっぱり小型のショベルというのは必要なのかなという気がするんですけども、まだ2台欲しいけれども、いつになるかというお考えはないということですか。それとも、そういう対応、更に対応するためにも、もう少し町長踏ん張って、何とか手当てしたいという思いあるのか、その辺、お伺いします。

◎ 委員長（敦澤良子）

町長。

◎ 町長（大野幸孝）

総合的な雪対策ということで、私、昨年から屋根の雪下ろし、そして、今年度についても、それを拡充した形で今、やらせていただいています。それで、基本的には今、1番委員ご指摘のやっぱり手作業でもう限界があるんだろうということで、小型の重機ということも提案をさせていただきました。それで、本年度については、町内の企業から1台借り受けるということで、その辺は企業とも連絡を取らせていただいて、あとは町内会からの調整ということでやらせていただきました。それで、基本的には、機械を購入することも1つの手なんですけれども、手段であるんですけども、何とかリースをできないかということもいろいろとやらせてもらいましたけれども、今、去年、今年の大雪で、なかなかリース会社も機械を補充していないという今、現状がありました。そんなことから、然らば、今後、どうするんだということで、内部的に協議をさせていただいて、今年度、新たに水道の方で、1台小型の重機を購入させていただくということで、今、元町の浄水場の除雪の部分での予算を計上させていただいています。その重機をですね、うまく活用できないかということで、これも内部的に今、検討をさせていただいておりますので、基本的にその辺、町内会からの要望をきちんと受け止められる、というのは、これは町内会長方から意見がありまして、私の方から提案を申し上げて、何とかそういうことを実現していただきたいということでの要望も含めながら、何とかそういう形での態勢を整えさせていただければと思っていますので、これは継続的にいろいろとやらせていただければと思っています。

それと、先ほどちょっと今、除雪の問題で、5番委員からのご指摘ありましたけれども、なかなか今、企業にすべて任せるという話にはちょっと難しいんです。というのは、単価を上げれば、受けてもらえるという話ではなくて、その機械を抱えて、そこに人員を配置することによって、通年して1年間どんな形で回るかということが一番、業者が難しいということを言っている状況なんです。それで、その関係もあるものですから、動く、動かない関わらず、重機を持たなければならない。その保険対応もしなければならないということで、これはいろいろと業者とやらせていただいて、最低保障制度ということも、うちの方でその業者の意向も受けながら、制度を作らせていただいていますので、そんなことも含めながら、そして、然らばオペレーターだけその期間、派遣していただくということについては、それは前向きに検討していただけるということですので、然らば、制度を上手く活用し

た中で、うちが重機を抱えて、そして、オペレーターをお願いして、要するに除雪をするということが、これからきっと必要になってくるんだろうと思っていますので、ただ、それが全て自前でやれるかというのは、それは難しい話ですから、できるだけやっぱり業者との連携を如何に持っているかということも、これも誠心誠意、うちらの方の考え方を説明させていただいた中で、対応していければと、そう思っていますので、ご理解いただければと思います。以上です。

◎ 委員長（敦澤良子）

8 款土木費。声がないので、打ち切っていいですね。それでは、質疑がないものと認めます。

それでは、次に 11 款災害復旧費の質疑を受けます。予算書の 200 ページ。それでは、災害復旧費の質疑を承ります。11 款災害復旧費、ありませんね。

（「なし」の声あり）

なしということでございますので、質疑を打ち切ります。

これで、建設水道課関係が終わりました。ここで、説明員を入替えします。

途中でございますけれども、暫時休憩をしたいと思います。

10 時半まで 10 分間。

（ 休憩 午前 10 時 18 分 ）

（ 再開 午前 10 時 33 分 ）

◎ 委員長（敦澤良子）

それでは、休憩以前に引き続きまして、これより会議を開きます。

教育委員会関係に入ります。10 款教育費の質疑を行います。

予算書の 171 から 199 ページまでです。質疑を承ります。

1 番委員。

◎ 1 番（西山和夫）

179 ページですけれども、要保護・準要保護の関係で、ちょっとお尋ねします。今回、生活保護費が国の方針によって、多少引き下げられるというそれに伴う影響が準要保護児童費にかかわるのかという話いろいろ出ていまして、それが各自治体で何とか自治体で今までどおりやってくださいという国のお願いだと思えるんですけども、あくまでも、知内町は影響ないという考え方でいいですか。今までどおりということで。

◎ 委員長（敦澤良子）

教育次長。

◎ 教育次長（村上芳二）

準要保護につきまして、今回、生活保護基準の見直すということでございます。うちの町では、夫婦、子ども 2 人で、収入でだいたい 280 万円以下の方が対象になると。ただ、この基準につきましては、各自治体でいろいろとばらつきがございます。管内的に言いますと、うちの方は、高めの設定なのかなというふうには考えてございます。今、生活保護基準の改正につきましては、まだはっきりしたものが出てきていません。ただ、いずれにしても、今の所得収入基準等はなるべく変えない方向では進めていきたいというふうに考えてございます。

◎ 委員長（敦澤良子）

1 番委員。

◎ 1 番 (西山和夫)

変えない方向ではなくて、変えない方向で、何とか変えないということで、お願い致します。

それと、スクールバスの件なんですけれども、2, 400万円計上しております。以前、震災のときにもありまして、そのときは、入札業者が集まらないということで、1社に限定せざるを得なかったという事情があります。今回は、どういう方向でいくのか、前回と同じような指定した中で走るのか、ちょっと方向性をお願い致します。

◎ 委員長 (敦澤良子)

教育次長

◎ 教育次長 (村上芳二)

ご説明致します。スクールバス、前回、中型バスということで、製造業者が2社ということに限定された部分で、実際、入札にあたりましては、1社ということになりました。前回、中型ということで、いろいろちょっと狭いんじゃないか、小さいんじゃないかというような要望等も学校から、あるいは、生徒から上がってきてございます。今回、購入するバスにつきましては、大型バスということで予定してございます。この大型バスにつきましては、現在、4社が製造しているということで、できれば、前は2社でありましたが、4社指名でもって入札等のご案内を各業者にしたいというふうと考えてございます。

◎ 委員長 (敦澤良子)

1 番委員。

◎ 1 番 (西山和夫)

中型から大型にということで、狭いからというお話でありますけれども、ただ、今後の子どもたちの状況を考えれば、年々、減少傾向にもありますし、まして、幼稚園の送り迎えも大型バスでやっているような現状もありますので、何とかそこを考えれば、中型の方が適切なのかなという思いがありますけれども、ただ、子どもたちからでのか、どうなのか分かりませんが、ただ、狭いという感覚の中で、中型を大型にするというのは、果たしてどうなのかという気もしますけれども、その辺の考え方について、もう一度、お願い致します。

◎ 委員長 (敦澤良子)

教育次長。

◎ 教育次長 (村上芳二)

実は、1番委員がおっしゃっているとおり、内部では、子どもたちの数も少なくなってくるので、中型ではという議論もありました。ただ、いろいろな行事ですね、実は使われているのが実態であります。子どもたち乗るだけでは中型でもいいのかなと。ただ、いろいろな行事で一般町民も使うときもございます。それから、吹奏楽等で荷物運搬をする等で、なかなか中型では運びきれないという部分がありましたので、今回、大型の購入ということにさせていただきます。

◎ 委員長 (敦澤良子)

1 番委員。



◎ 1 番 (西山和夫)

社会福祉要素もあるのでという話ですけれども、子どもたちのバレー部を見れば、函バスなのかどうか分かりませんが、リースをしながら走っていますし、やっぱりそれで狭いという状況があるのであれば、そういう大型バスのチャーターもありますので、かえってその方が経費的にはずっと削減できるし、まして、町的には、維持管理等もしやすくなるし、安易にそういう狭いという、確かに窮屈だというのは分かりますよね、自分たちも。ただ、そういう対応できるんですから、そういう函バス等のチャーターで。そういう面を考えれば、やっぱり適切に判断した方が良からうかなという思いがありますけれども。もう一度、お願い致します。

◎ 委員長 (敦澤良子)

教育長。

◎ 教育長 (田中健一)

スクールバスの運行について、今、次長の方からもお話していただきましたし、1番委員からもいただきました。中型は中型のメリットがありますし、大型は大型でメリットがあると。要するに使用度を考えながら、もうちょっと発注まで時間がありますので、こちらの方で検討させていただきます。要するに年間スクールバスの利用運行と、それから、中型・小型、知内小学校に小型がありますので、小型・中型・大型ということで、我々の方で、中身をもうちょっと検討させていただきます。よろしくどうぞ、お願いします。

◎ 委員長 (敦澤良子)

1番委員。

◎ 1 番 (西山和夫)

それと、184ページのアカデミック、ベーシックの問題なんですけれども、今、2年、3年目になるのかな、今まで見えてきた課題、それと、現状を考えて、どういう点が改善されてきたのか、まず、お尋ねします。

◎ 委員長 (敦澤良子)

教育長。

◎ 教育長 (田中健一)

知内高等学校の特色ある学校づくりで、通信回線を使った予備校との授業の内容を取り入れていただいて、本当に感謝を申し上げます。今回の実績報告書の中の7ページに基づきながら、ご説明の方させていただきます。地方の高等学校ということで、特に進学する子どもたちが都市部と違って、学校での進学のための授業の構成、なかなかできづらかったものですから、高等学校の特色を求めるにあたって、このアカデミックコースを設定し、受講生もこのようにして、実際に受講している現状があります。子どもたちの主要はですね、1つ、自分の目から見て一番良い点は、自学自習ができているということが一番良いと思います。進学するために予備校の講習を受けて、大学に行きたいという子もちろんいるんですけれども、この表をご覧になっていただければ、専門学校、就職する子たちも、それぞれの質の高い授業を見ながら、自分の学力を高めようとしていることが、まず、1つの大きな特色というんですか、利点だというふうに考えております。というのは、本町の中学生までの大きな欠陥としまして、自分で計画を立てて学習をするかという問いに

ですね、3割5分くらいの子たちしか、はいと答えていません。よって、自分の力で、教材を開いて、教科書を開いて、何かを基にして勉強をしていくという習慣がなかなか身につかなかったのが1点あったものですから、そういう意味で、講習等々を利用しながら、自分で内容を選択し、学習することの利点が1点あると思います。もう1つは、高等学校の中での一斉授業と違いまして、特に共通1次試験等を受ける場合には、受験科目等々も異なりますし、それから、看護学校等々を受験する場合は、その専門的な科目もありますので、それを選択できるというメリットがありますので、このような状況になっていると思います。大変、高額なお金は掛かるんですけども、西南渡島の普通科高等学校の特色ある要するに授業スタイルとして、今後も継続していきたいと思いますので、応援もしていただければありがたいと思っています。

◎ 委員長（敦澤良子）

1番さん、いいですか。そのほか、10款教育費。5番委員。

◎ 5番（谷口康之）

174ページの奨学資金貸付、補正のときもかなり減額になってしまって、借りる人も少なくなって、返す方が順調に前倒しみたいに戻すということで理解したんですけども、その辺、教育長、今、現在、議長やっている伊藤議員の方からも借りても10年で払うという、なかなか厳しいんじゃないかという指摘を受けた経緯があると思うんですけども、この辺で、借りる方の立場からいって、どのような形で、教育委員会として把握しているのか。その辺について、ちょっとあるようでしたら、お知らせ願いたいと思います。

◎ 委員長（敦澤良子）

教育長。

◎ 教育長（田中健一）

実績報告書の2ページ、ご覧になっていただきたいと思います。前にも委員の方から奨学資金の滞納等々について、ご指摘を受けまして、現在、教育委員会の方で取組の方、行っていますが、実際には、この表にありますように、平成24年度の貸付残高、貸付額、償還見込額、下の方の償還内訳等々を見ていきますと、少し増えてきている。というのは、督促の仕方を頻繁に行うことと、それから、連帯保証人そのものに今までは、保護者が入っていなかったんですけども、前のご指摘を受けながら、保護者を入れながら、貸付けの状況で返還や奨学金の活用について、十分にご説明をしながら、借りていただくということを整えてまいりました。

奨学資金の運営そのものに関しては、奨学資金の運営委員会の方で行っているんですけども、これらの現状に対して、居所不明等々に関する状況も実は、見受けられることがあるんです。督促状を出して、戻ってくるものもありますので、問題は、今、これから、それらの対応について、具体的にどう整えていくかを検討しなければいけない時期にはなっていると思います。返事を、わずかでも償還して下さる方々については、これから継続していけばいいんですけども、しつこいようですけども、宛先不明で戻ってくるのがかなりあります。となりますと、連帯保証人や保護者とのこちらから出向いていきながら、状況をお伝えするとか、それから、償還そのものをお願いするという方法を次の手はずで取っていかなきゃいけな

いなと思っていますので、25年度、そのあたりも視野に入れながら、奨学資金運営委員会の方で検討の方を進めてまいります。

◎ 委員長（敦澤良子）

5番委員。

◎ 5番（谷口康之）

ちょっと教育長の執行方針を見ますと、11ページですよね、高等学校で、特別配慮を要する生徒への適切な教育環境のこれと、特別支援教育を継続するという事になっているんですけども、逆に言いますと、私はそういう生徒であれば、そういう専門の養護学校とかそういう形の部分で、かえってそういう専門的なところに入学された方が、本人のためになるんじゃないかと思うんですけども、その辺についての考え方は、どのように理解したらいいんですか。

◎ 委員長（敦澤良子）

教育長。

◎ 教育長（田中健一）

まず、現状からお話の方させていただきます。今年の高校3年生で、卒業したお子さんで、高機能の自閉症を持ったお子さんがいます。木古内から通ってきているお子さんなんですけれども、無事に卒業しました。小学校、たまたま自分自身が木古内小学校の校長時代に1年生に入学しているものですから、状況もよく分かりますし、親御さんの方では、特別支援学級に入れなくて、普通学級でずっと育ててまいりました。小学校も普通学級、中学校も普通学級、それが特別支援教育の大きな狙いでもありますので、となると、当然ながら、普通科高等学校に入学する現状が今、道内でも全国的にも随分、多くなってきています。よって、高機能自閉症というのは、知的な問題というものはないものですから、高等学校の授業の中でも対人関係だとか、それから、先生方との関係だとか、そこを整えてあげることによって、教室の中でも十分に学習活動ができました。よって、3年間で単位を取得し、きちんと卒業し、実は今回の卒業式のときもお母さんも見えられていて、大変感謝申し上げます。これが1つと、現在1年生に入学しているお子さんが、軽度の知的な障害を持っているお子さんなんですけれども、このお子さんにも特別支援の支援員を付けていまして、結果から申し上げれば分かりやすいと思うのですが、もうすぐ1年終わりますが、1年間の中で、落第点と言ったら怒られるな、赤点と言った方が分かりやすいかな、要するにそれは1つも取りませんでした。確かに本人の努力もそうなんですけれども、支援員の先生、個別に放課後、2人で学習したりしながら、きちんと授業の中でも支えながら、この1年間、普通科教室の中で学習活動を行って、試験も同じものを受けて、そして、評価も受けている。それが他の子たちと同等レベルで進んでいるということが、実はあります。今、ご指摘の特別支援学校、養護学校となりますと、やっぱりもっと重度のお子さんたちにとっては、今のような制度だけでは、当然、対応できませんので、今まで、知内高等学校の場合には、肢体不自由のお子さん、それから、高機能自閉症のお子さん、今回の軽度の知的障害のお子さん、これらのお子さんたちに対しては、学校の先生方と支援員の配置によって、十全にやっぱり高校生活3年間が有意義な時間を過ごすことができましたし、進路の方も実現できていますので、この対応は、高等学校の特色と言

えば変ですけれども、きめ細やかな教育を行える町立高等学校というイメージでこれからも取り組んでまいりたいと思っています。

◎ 委員長（敦澤良子）

5番。

◎ 5番（谷口康之）

かなり立派な、聞きますと、いいんですけれども、ただ、教育長のこの執行方針の中にも書いてありますけれども、うちの学校は概ね若い先生方が多いということで、そういう点です、やっぱりそういう先生方に逆に言いますと、執行方針の中にも余裕を持たせるという言い方もしておりますので、その辺で逆に先生方の負担が大きくなってしまふのかなということで、これも先生のこれからの先生方の自分たちの教育の力になる部分あるんだろうけれども、ただ、そういう部分での今のうちの町の現状で、それが果たして、良いのかなと疑問があるんですけれども、その辺、どうですか、もう一度。

◎ 委員長（敦澤良子）

教育長。

◎ 教育長（田中健一）

まず、高等学校に限って先にお話の方させていただきます。当初、特別支援の支援員を配置し、このお子さんについて、みんなと同じように過ごせる3年間というものを実は保障してほしいという願いをしました。昨年のもっと遅い時期なんですけれども、年度末、ぎりぎりになって、ちょっと高等学校と我々でかなり言い合いにもなりました。こっちが望んでいるようなスタイルを高等学校は取れないという話になりまして、極端な話からしますと、朝、学校に行って、ホームルームと一緒に過ごして、そのあと、別室に行って、支援員の先生と2人で授業をするという提案を実は高校から受けました。それはおかしいということで、それは許されないことであって、要するに先生方は、今、5番委員がおっしゃったように、自分たちの負担がものすごく大きくなるので、支援員の先生に全てお任せするという発想でした。よって、かなり教頭先生とか教員とお話をしながら、今のようなスタイルにはなったんですけれども、確かに高校のスタートあたりでは、そのような問題があったのは事実です。しかし、結果として、この1年間過ごす中で、支援員の先生ともお話をしたり、個々の先生方とお話をした中では、かえってこういう制度を取ってもらって、他の子たちにとっても良いと。自分たちも余裕を持ちながら対応できると。合わせて、これから高等学校の中で、特別な支援を必要とする子が管内だけではなくて、全道的にかなり多くなるんです。そのモデルケースとして、これがやっぱり活用できるというお返事を伺っています。これが今の高等学校の偽らざる現状です。それから、小・中学校も確かに若い先生方がすごく多いのですが、それも含めまして、この中にも書いてあるんですけれども、今年度、若手教員のための校内研修を支援する支援員を道教委から1名派遣してもらって、涌元小学校に配置する計画でいます。涌元小学校に配置し、週に1度、ほかの湯の里、それから、中学校、知内小学校等々にも足を運んでいただいて、10年未満の若手教員の校内での授業指導等をしていただきます。決定はまだ下りていないんですけれども、渡島局との話の中では、手を挙げているのが、渡島管内でうちの町だけですので、お

そらく大丈夫でしょうという感触を得ていますので、その方式を取りながら、10年未満の若手教員の授業力の向上のために、寄与していきたいと思っています。

◎ 委員長（敦澤良子）

5番委員。

◎ 5 番（谷口康之）

ちょっと違うことをお聞きしたいのですが、24ページ、教育長の執行方針の中で、総合型地域スポーツクラブの設立と、これは内容はどのようなものを想定してやっているのか、その辺、ちょっとあるようでしたらお知らせ願いたいと思います。

◎ 委員長（敦澤良子）

スポーツセンター長。

◎ スポーツセンター長（赤田敏美）

説明致します。以前にもご説明したんですけれども、中学校1校あるところに、総合型スポーツクラブを1つ設けるよという話がありました。それでモデルケースということで、中の川地区を想定して、2年間、t o t oの補助をもらって勉強会をやりました。それで、まだ立ち上げはしていませんけれども、中身としては、幼児から高齢者まで一緒にスポーツを楽しむというふうな組織づくりをしてくださということですので、今、体育指導員とか、そういう部分で何とか立ち上げる方向で、今、3月20日も函館市でその勉強会もありますので、体育指導員の委員長と出席をして、何とか立ち上げをしたいというふうに考えております。以上です。

◎ 委員長（敦澤良子）

5番委員。

◎ 5 番（谷口康之）

スポーツセンター長の言うように、幼児から高齢者までという幅広い年代をやるということなんですけれども、私としては、具体的なスポーツと言ったら変ですけども、野球だとか、ソフトだとか、バレーだとか、いろいろその辺、うちの町としては、どのようなものを想定、まだ想定までいっていないんですか。想定はしているんですか。その辺、あるようでしたら、お知らせ願いたいと思います。

◎ 委員長（敦澤良子）

スポーツセンター長。

◎ スポーツセンター長（赤田敏美）

想定というよりも、町民がどういうふうなスポーツを望むか、スポーツだけではないんですけれども、そういう部分も町民のニーズもまだ十分把握していませんので、組織としてどういうふうな方向付けでやるかというのは、北斗市が昨年度、立ち上げましたので、そういう部分も勉強しながら、当町において、どういう方法が良いのかという部分をこれから探していきたいと、そのように考えております。

◎ 委員長（敦澤良子）

5番委員。

◎ 5 番（谷口康之）

クラブだから、そういう形で、そしたら、うちの町としては、まず、中の川ということで、各学校のあるところに、そういうものを涌元だとか湯の里まで、そういう形で想定して、つくってもらおうということを経來的には考えているんですか。知

内小学校もありますけれども。あくまでも、1つだけということ考えているんですか。

◎ 委員長（敦澤良子）

スポーツセンター長。

◎ スポーツセンター長（赤田敏美）

ご説明致します。当町は1つということで、今、考えております。ですから、例えば、中の川から発信をして、全体に声をかけて、やると。そのように今、考えています。なかなかヨーロッパでやっていたものをそのまま日本でということなものですから、かなり窮屈な部分もあるんですよ。実際に当町でやっているものが、まさに総合型でないのかということも、私どもは道体協の方には話をしているんですけれども、日体協の絡みもあるものですから、そういうことで、何とか1つの町に最低1つをつくるようにということなものですから、何とか他町村も参考にしながら、できれば、うちの町にも1つを作りたいというふうに考えております。

◎ 委員長（敦澤良子）

5番、いいですか。それでは、10款教育費。1番委員。

◎ 1 番（西山和夫）

ちょっと内容的なもので、184ページの陸上の夜間照明の件、これを設置することになった経緯と要請活動等もあったのかどうかと、いろいろ問題点あつての話だと思いますので、その辺の経緯等、お知らせ願います。

それと、文化交流センター196ページの運営委員でありますけれども、これは発足当時と運営委員変わっていませんか。その辺をちょっとお知らせいただきたいと思います。

◎ 委員長（敦澤良子）

高校事務長。

◎ 高校事務長（松崎輝幸）

ご説明致します。私の方から陸上競技場の夜間照明について、ご説明したいと思います。まず、知内高等学校の陸上競技場に照明ということですが、これは今、陸上部、それから、サッカー部等、かなり部活動的に活発になってきていると。それで、高校の方からですね、一応、照明を付けてくださいという、学校側からそういう要請がありました。それで、この照明の要因はですね、要するに8月、お盆を過ぎるとですね、皆さん、ご存じのとおり、日没の時間が早くなりまして、5時ちょっと過ぎになると、真っ暗になるという、そういうことがありまして、何とかその辺で充実したいということでありました。それに加えて、私、個人のことですけれども、うちの知内陸上クラブ、そのグラウンドを使わせてもらっていると、そういう経過もあります。それと、教育長の執行方針の中に岩見沢教育大学との合同合宿、これが11月と今、3月に来ますけれども、11月の時点では、グラウンドは使えるんですけれども、真っ暗だと。そういうことで、室内で今、練習をやっている状況なんですけれども、できれば、外でそういう指導も高校生を含めてお願いをしたいという、そういうのがいろいろありまして、照明の方を要望したわけです。それと、これがもし、良ければですね、今、ジョギングだとか、一般の方ですね、ウォーキングだとか今、はやっていますので、健康の意味からいっても、でき

れば、そちらの方もですね、解放しながら、やっていきたいなというふうに思っております。以上です。

◎ 委員長（敦澤良子）

教育次長。

◎ 教育次長（村上芳二）

文化交流センターの運営委員につきましては、当初、6名の委員でスタートさせていただきました。その後、2年経過して、中の川から委員になっていただいている女性の方なんですけれども、事情により委員を降りたいということで、現在、5名の委員方をお願いをして、委任をしているということになってございます。

◎ 委員長（敦澤良子）

1番委員。

◎ 1 番（西山和夫）

陸上競技の夜間照明でありますけれども、いろいろ高校からも要請があって、サッカー、陸上等で、あわよくば、これからは、ジョギング等にも解放したいというお話でありますけれども、今後のこれを単なる練習だけの範囲なのか、それとも、夜間照明をやることによって、これからいろいろ大会の誘致だとか、その辺まで幅広く考えていく考え方があるのか、その辺をお伺いしたいと思います。

◎ 委員長（敦澤良子）

ちょっと休憩します。

（ 休憩 午前11時02分 ）

（ 再開 午前11時03分 ）

◎ 委員長（敦澤良子）

それでは、休憩以前に引き続きまして。

◎ 1 番（西山和夫）

不適切な言葉、文言等が入ったという認識を致しておりますので、文化交流センター運営委員に関する文言は削除していただきたいと思っております。

◎ 委員長（敦澤良子）

それでは、高校事務長。

◎ 高校事務長（松崎輝幸）

ご説明致します。今後ですね、競技上を使って、大会等があるのかというご質問なんですけれども、実際に今、使っているのは、体育祭、それから、先ほど言いました部活動、それから、合宿で使っています。体育祭については、日中にやりますので、今後、今のグラウンドの使用状況からいきますと、大会等をそこでやるというのは、今のところは考えていません。なぜかという、今、陸上の大会というのは、タータンなんですよね、ですから、土でやる大会というのは、ほとんどありません。そういうことで、やっぱり練習を充実しながら、できれば、合宿、スポーツの町ですので、どちらかという、合宿、そういう団体をですね、うちの町に取り入れて夜間で練習できるんですよという、そういうものをPRしていきたいなというふうに思っています。以上です。

◎ 委員長（敦澤良子）

1番委員。

◎ 1 番 (西山和夫)

大会的には、難しいけれども、そういう交流的な部分で夏休み期間中を利用しながら、そういう活用をこれから啓発しながら有効利用していく方向だということで、受け止めます。

それと、町民プールに関する事なんですけれども、学校施設なのか、体育施設なのか、ちょっとその辺、勉強不足なんですけれども、今後の町民プールの扱い方法、利用方法、学校優先になってくるのか、それとも、今までどおりの町民全体の町民プールという考えでいるのか、それとも合わせた中で、使い道を分けながら、指導者も考慮しながら進めていくのか。

◎ 委員長 (敦澤良子)

教育長。

◎ 教育長 (田中健一)

老朽化したプールが新しく生まれ変わるという、非常に我々にとっても嬉しいことなんですけど、今、第一町民プールという名称でありますので、これは名称はそのままで継承していきたいと思えます。よって、使い方も今と大きな違いはないだろうと思えます。学校の授業のプールというのは、1学年で年間およそ10時間ほどです。そうしますと、夏の期間に10時間ほどの水泳学習では、もちろん使いますが、そのほかの状況で、大人の方もそれから、幼児も含めて、プールを使いながら、体力向上等々に役立てていただければいいと思えますので、町民第一プールという名称はそのままで、利用の中身も同じようにして、ただ、夜間の解放等々については、これから、我々の方でも詳しく検討してみなきやならないなという課題がありますので、それにはもうちょっと時間もいただければありがたいなと思っております。

◎ 委員長 (敦澤良子)

1番委員。

◎ 1 番 (西山和夫)

活用方法はそれぞれいろいろあるんだろうと思えますし、また、これから建てた中で利用しながら、また、いろいろな工夫も出てくるんだろうと思っておりますので、是非、スポーツ活動も含めながら、どう、このプールを新たにできたプールの利用率を上げるかということで、やっぱりせっかく温水プールということで整備するわけですから、弱です、完全な温水プールではありませんけれども、そういう意味で、やっぱりもっともっと有効活用できるような工夫をしながら、進めていただければありがたいなと思えます。

◎ 委員長 (敦澤良子)

教育長。

◎ 教育長 (田中健一)

ご指摘のとおりだと思います。昨日のお話にもありましたように、期間を長く使えるということは、水を運動の道具として使う方々に非常に大きなメリットですし、それから、こもれば温泉まで行かなくても歩いて来れる範囲にもありますし、それから、近くには、幼稚園・保育園等もありますので、親子で利用できるような場所として、利用できる方法がやっぱり一番、ベストだと思うんです。そのためには、



我々として、このプールを確かに教育目的ばかりではなくて、一般の方に解放するばかりじゃなくて、講座だとか、内容の方も盛り込んでPRしていかなければいけないと思いますので、できれば、近隣町の方々も足を運んでいただければ、大変、ありがたいなと思います。そんなことを目指しながら、進めてまいりたいと思っております。

◎ 委員長（敦澤良子）

1 番委員。

◎ 1 番（西山和夫）

それとですね、これが12月に実施設計ということで、工事着工入るわけですがけれども、場所の問題なんですけれども、この場所の問題というのは、いろいろ議論したということでもありますけれども、以前、所管というか、協議会の中でも、ここがいいだろう、あそこがいいだろうということで、いろいろ候補地は出ているんですけれども、それで、自分的にも場所的には、今のところにといいことですよ。ただ、将来を考えた場合、その木質バイオの関係もありますので、できれば、この裏の駐車場スペースというのを広く取って、また、チップの搬入経路等もありますので、それらを幅広くとるためにも、4番委員が言った、小学校とスポーツセンターの間ということで、もし、そっちの方でできる可能性があるのであれば、そちらの方も検討をしていただきたい。確かにいろいろ議員の中でも問題点出ています。雪の問題、また、狭さ、利便性の問題等も出ていますけれども、ただ、雪に対しては、もうこれだけ多い年が毎年、続いている状況でありますので、もう押してどうのこうのという時代ではないだろうと。もうそろそろ融雪も考えるべき時代に入っているんだと思いますので、やっぱり学校施設、小学校の駐車場スペースと連動することによって、そういう木質バイオ、熱、お湯を利用しながら、融雪の方も取り組めるだろうと思っていますので、その辺を考慮しながら、せっかく次の時代を目指して木質バイオの中で、今、整備するわけですから、やっぱり学校施設もそういうことを踏まえながら、考えていくべきなのかなと思いますけれども、その辺は教育長というよりも、どうなのか。どちらなのか。

◎ 委員長（敦澤良子）

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

今の新築の町民プールの関係での建設場所について、今、ご質問を受けたわけがありますけれども、先般の協議会のときにも申し上げました。基本的には、私は温水プールというのは、私は設けるべきではないという当初からの考え方は、議員の皆様方にお示しをさせていただいております。なぜかと言うと、そのプールを、温水プールをやることによって、年間2千万円の維持費が掛かるということで、北斗と八雲の事例を説明させていただいています。それで、今回、温水プールにできるというのは、庁舎の暖房を今、考えている木質バイオを要するに連動することによって、経費を節減できるということと、一番、効率的な運用ができるということで、私は温水プールもやるべきじゃないかという結果的には、そういう判断をさせていただいたということで、ただ、通年を通しての温水プールという考え方はありません。何回も言わせていただきますけれども、利用期間を延ばすことで、私はそれで

プールの町民の皆様方の要望は応えられるということだと思っています。ですから、今、言われるスポーツセンターと小学校の跡地、これも検討させていただきました。ただ、段差が大きいのと、やっぱり今、そこまで庁舎の木質バイオ、ボイラーから配管をするどうのこうのというのは、経費が相当掛かるということと、それはやっぱり不可能だろうという判断をさせていただいています。ですから、温水プールと要するに暖房を別な形でやるということになれば、それは可能かもしれませんが私も私は、あえて、今の場所で窮屈でもないし、きちんと配置計画もできるし、それで、今、言われます、公共施設の部分というか、あの部分については、今、1号を要するに庁舎の暖房と町民プールのボイラーに接続させてもらいたいということと、それをきちんと見極めた中で、将来的に公民館とスポーツセンターも木質バイオということは今、想定をさせていただいています。その段階で、そのボイラーをどこに建設するかということで、今の小学校とスポーツセンターの間にボイラーを設ければ、いろいろと学校との繋がりもできてくるなということで、考えさせていただいていますので、その辺は十分、内部的には検討させていただいて、現状で解体をさせていただいて、そこに新しいものを建てたいということで、ご提案をさせていただいているということで、ご理解をいただければと思います。

◎ 委員長（敦澤良子）

1 番委員。

◎ 1 番（西山和夫）

あと、継続して審議していただけるものと思っています。一応ですね、今、町長の話ですと、公民館とスポーツセンターも将来ということで、今の木質ボイラーに余裕を持たせてやるということなんですか。要するにそういう長期的に考えて、そっちの方にも2施設つなぎたいということになれば、今からそういう段取りをすると、そういう余裕を持った段取りをすると、今、庁舎と温水プールですけれども、今はね、そういう話なのか、それ1つ確認と、それと今、言われた、小学校のところの段差、確かにありますよね、配水管もはしっています。それを今、気にしての話と、あと、そこまで持つていく設備的に莫大なそれなりの費用が掛かるんだという言い方、これは解決できませんか。もし、それだけの理由であれば、解決できるだろうなという気がします。先ほど言うように、何でここ空けなきゃならないんだということになれば、やっぱりこの河川道路、管理道路の通学道路になっていますけれども、やっぱりチップを運ぶトラックというのは、必ず必要なわけですし、それが現在、予定しているところということになれば、必ず、この中に入ってくるわけですね、トラック等が。それを考えたとき、果たして、冬季間、まして、学童の併設するということなので、それらを考えた場合に安全性の問題も出てきますし、トータル的には、私は判断して、あっちの方が良いのかな。確かに冬になれば使えませんから、暖房、こっちにきますので、年から年中という通年の考えはしていませんけれども、そのときの要するに議員から出ているのが、雪の押す場所がないだろうと。その段差に押し込んだりとか、あっち側に押し込んだりとか、いろいろと投げ捨て場があるわけですけれども、その確保ができなくなるのでどうなんだということの中で、融かしたらいいだろうという話も出ているわけですが、それらも含めながら、何か町長の言う課題であれば、もう少し検討の余地があるのかなという

気がするんですけども、専門的なちょっと意見を聞かせてもらえれば。

◎ 委員長（敦澤良子）

副町長。

◎ 副町長（網野 真）

まず、前段の将来的に中央公民館、スポーツセンターの暖房も木質バイオになった場合のことも想定して、今、ボイラーを整備するののかという話ですけども、基本的に今時点で4施設を賄うだけの能力を持ったボイラー整備という考えはしてございません。とりあえず、庁舎とプール、2施設を賄うボイラー、現実的にその4施設を一気に賄うだけのボイラー容量のものはないということでお聞きしてございます。ですから、今の公民館・スポーツセンターが築後30年弱、約30年経過していますので、ボイラーがまだ今しばらく使えるものは使うということをして、いずれ更新時期になったときに、それらも検討課題かなというふうに考えております。それとプールの建設場所の関係で、先ほど来、スポーツセンターの裏、小学校との間ということのご意見をいただいておりますけれども、これは以前にもお話が出ておりまして、私の方で説明をさせていただいておりますけれども、実は私たち内部的にも実はその箇所については、当初段階では検討をさせていただきました。これは前にお話申し上げたとおりです。スペース的には、相当、窮屈な状況になることは確かです。今、想定している大体1,200㎡程度の施設を整備するというふうになった場合に、相当、窮屈な状況になるということになります。それで、段差の部分の問題については、例えば、切るなり、盛るなりという考え方で、それは解消はできると思います。それと中に排水をやる、それも排水を移設かけるということで、それはできないことではない。ただ、一番の大きな問題は、やっぱり相当、敷地的に窮屈だということがあります。それと、もう1つは、融雪のためにせっかく木質でボイラーをたくので、その熱をそちらの融雪の方にもということなんですけれども、融雪までチップをたいてボイラーということになりますと、そのためのコストということもまた出てくるわけです。今、現地を私どもも先立ても見ましたけれども、実は今時点で小学校の駐車場の雪の押し場が実はかなりスポーツセンター側の方に押し込んできています。それで、そこに施設を建てた場合に、現時点で、それを完全に融雪すれば別ですけども、現時点で雪の持って行き場が全くなくなる状況があります。それと1つは、これも融雪をかければいいだろうということにはなりますけれども、地震計もそこに設置してございます。それら諸々考えますと、どうしても、できる、できないという議論になりますと話とは別ですけども、今の現在地の方が、スポーツセンターの奥の方に置くよりは、使い勝手も良いだろうし、土地の施設配置としてはやりやすいのかなということで、そういう整理をさせていただきたいということでもあります。

◎ 委員長（敦澤良子）

1番委員。

◎ 1 番（西山和夫）

ただ、いろいろトータル的に考えれば、副町長の考えは、あくまでも雪と狭さということなんでしょうけれども、狭いと言っても、学童施設とプールと併設することになれば、どうやっても学校側から出入りするわけですよ。そして、ま

して、センターの間というのは、そんなに通行するための場所でもないだろうと思うし、プールが迫ってきても、感覚的にイメージは狭いですよ、確かにねっばるんだから。イメージはねっばるけれども、そしたら、利便性に何か問題があるのかといえば、ないわけですよ。要するに正面側が駐車場スペースを使えるわけですから。あとは、雪対策をどう考えるかの問題で、そこで話が食い違えば、もうどうしようもない話ですけども、ただ、これから学童、知内小学校だけでない、湯の里から涌元から来る可能性もあるわけですよ。そのときの送り迎えというのは、当然、小学校に行くわけでない、ここに来るんだらうと思うんですよ。こっちにくるのか、そっちにくるのか。そういうのも将来的な構想の中で入ってくるとすれば、どうやっても学校のスペース、駐車場もあるわけですから、そこを使って、安全に下ろして、安全に最後は帰るというスタイルの方が当然いいだろうし、まして、ここに来るために、じゃあ、どうやって来なきゃならないんだらうという問題で、やっぱりあっちから渡って事故もありましたよね、現実問題。冬場になれば、まだ幸い事故はありませんけれども、ただ、除雪の問題等もいろいろあって、子どもたちの利便性からいけば、やっぱり近い方、近い方、まして、最終的に親から考えれば、安全な方向ということになれば、逆に見た目は窮屈かもしれませんよ、建物並ぶわけですから、そういう圧迫感はあるかもしれませんが、中身の利便性というのは、全然、問題ないのかなという思いがあるんですけども、あと、終わります。

◎ 委員長（敦澤良子）

それでは、もう1回、今の点について。

◎ 副町長（網野 真）

繰り返しになります。先ほどもお話申し上げましたけれども、実は本当にこの関係については、私どもも内部的に本当に検討をさせていただきました。その結果として、やはりどうしても施設を配置するにあたっては、相当、手狭になって、窮屈になってしまうということと、冬場ということを考えますと、やはりどうしても雪の押し場、さらには、施設が奥まった場所に入ってしまうという状況になってしまう。そういうことからいくと、プールという施設、そして、学童という施設からいくと、むしろ、今の場所でやった方が、開放的でより使い勝手も良いだろうという判断の下に現在地で建て替えということで、計画しているということで、ご理解いただければと思います。以上です。

◎ 委員長（敦澤良子）

4番。

◎ 4 番（松井盛泰）

町民プールの関係で、1番委員に全部任せて、言わないつもりだったんだけど、内部検討をしたという話なんです、実際、担当者とも話を聞いてみた。最終的に今、計画している平面図をただぼんと載っけてみたら、どうしても無理よという話なんです。それで、今、所管の中で、委員長にお願いをしているのは、雪が融けたら、じっくりその辺、一回見極めてみようという話は、今、お願いしているところですが、ただ、雪の融ける前に、この町民プールの話が出たときに、はじめから自分なりに考えたら、ここではなくて、あそこが一番適地だろうということで、実際測ったこともございます。ただ、そのときには、学童施設が併設するというこ

とは考えていません。このスペースだけのことを考えています。これから出来るプールというのは、埋設プールでないんですよ。ぼんと地上にプールが大きくなる。1 m 6 0 c mなら6 0 c mの柵がそこにできるわけです。あの段差をうまく利用できませんか。まず、これが1つ。それと、この施設があそこにぼんと持って行って、どこが邪魔になるかといったら、スポーツセンターと間の排水溝だけでしょう。あの排水溝移動したら、すっぽり乗ることになりませんか。ただ、あと1番心配なのは、地震計ですよ。地震計は、国土交通省の関係ですから、申請をすれば、移動することができるでしょう。私はそういうことを言って、何の問題点はないと考えていました。それと、雪の関係で心配していましたが、北海道はあまりありませんけれども、内地の方では、積雪が多いところ、わざわざお湯でなくて、水でもって排雪というか、除雪している部分があるんです。今、これをやるとしたら、小学校だけ試験的にやってみたらどうですか。そういうことで、私は今、早急に位置をきちんと決定するというのは、如何なものかなという気はしてございました。それから、先ほど首長の答弁の中で、あそこにボイラーを持っていきたいという話をちょっとしていました。何かつじつま合わないと思わない。ここにボイラーを持って行って、置いておいて、あそこに温水プールを持っていったら、配管に経費が掛かるからだめよという話だったでしょう。それがあそこに持って行って、ここまで持ってくるのに配管どれだけ違うかと。答弁はいりません。ただ、その辺、ちょっと矛盾を感じました。ただ、そういう考え方があるので、これは副町長から内部でいろいろと検討した中で、最終的には、あえてもう1回言いますけれども、スポーツセンターとの間の排水のトラフが移動しなければならないでしょうというのが、1つの大きな問題だったと思うんです。何かあったら。

◎ 委員長（敦澤良子）

副町長。

◎ 副町長（網野 真）

ご説明を申し上げます。排水の部分というのは、確かに移設ということは、それは必要です。ただ、そのことによって、できないということでは申し上げてはいないつもりでいますけれども。それで、段差の部分についても、今、現在のプールというのは、掘り込み式で、今のプールというのは、そうじゃないということも私は承知してございます。それで、今の段差を活用してということも含めて、実はうちの技術屋、建築サイドの方には、それでもなおかつ、ここに収めることがどうなんだということも実は検討はさせました。それで、今、4番委員おっしゃっていますけれども、実は今、平面プラン、これはかなりアバウトなものですけれども、5コースのプールに学童を併設して、管理棟部分もやったという場合で、だいたい1, 200 m<sup>2</sup>程度の建物、これでやった場合に、実は今の小学校の駐車場、全く潰さない状態で、なおかつ、スポーツセンター側の方にそのプールを建てたとした場合に、実はスポーツセンターの今の駐車場スペースというのは、ほとんど潰れて、実は車が交差できるくらいの幅しか残りません。ですから、それだけ窮屈な状況になります。それと、小学校の駐車場の雪の押し場が全くなりません。それで、今、委員おっしゃるとおり、例えば、お湯でなくて、水を流す云々ということもありますけれども、現実的にそれをやる場合に、地下水を掘上げるのか、あるいは、水道水を

使うのか、そういう議論にも今度、なってくるわけですね。そこまでして、どうして現在地がだめなのかということは、逆にむしろ課題を多い方をあえて選択しなければならない理由というのは、私はむしろ見当たらないのかなというふうに思います。以上です。

◎ 委員長（敦澤良子）

4番委員。

◎ 4番（松井盛泰）

そういう論議、1回じっくりしませんか。ここありきでまず、決めるのではなくて、1回くらい議会の中で、この辺はどうですかというときに、皆さんで1回、その辺の話をして、何か担当者の良く話を聞けば、はじめからもうここありきという考えしかとられないところがある。だから、そういうことを1回、雪が融けたら、現地へ行って、その辺の話してみませんか。それからでも遅くないと思いますよ。以上。

◎ 委員長（敦澤良子）

副町長。

◎ 副町長（網野 真）

私、写真撮って、実際に現在写真を撮って、雪の状況を見ていますけれども、これは雪の融けた状況を見るのではなくて、雪のある状況で見なければ、後々、後悔すると思います。以上です。

◎ 委員長（敦澤良子）

4番委員。

◎ 4番（松井盛泰）

雪のあるところは、この間、我々、議員全員で見してきました。だから、それはそれで話し合いをしよう、1回。

◎ 委員長（敦澤良子）

町長。

◎ 町長（大野幸孝）

今、いろいろと委員から意見をいただいていますけれども、基本的に今、副町長が説明を申し上げたとおりであります。内部でいろいろと検討させていただいて、リスクをあえて要するに負わせる必要もないし、今の場所で建てることについて、問題が出るという考え方は一切ありません。それで、今、4番委員が担当にという話、どなたでしょうか。もし、そういう発言をしているのであればですね、あとで結構ですから、議事録に残す必要ありませんから、どなたとそういう協議をして、そういう判断をしたかということを私の方でちょっとあとでお伺いさせていただければと思っています。そんなことで、ただですね、私らは新規やる部分で、検討をきちんとさせていただいて、一番リスクを少ない状況でやらせていただくということが、当然、提案する側として、当たり前なことだと私は思っていますので、それは内部でいろいろと検討をさせていただきました。そんなことで、今回、議員の皆様方にも説明させていただいておりますので、まず、それをご理解いただければと思っています。それと、ちょっと私の説明不足なのか、4番委員、考え方、違う部分だけちょっと訂正をさせていただきますけれども、ボイラーを要するに小学

校と要するにスポーツセンターのところに設置をするということは、次の段階でありますので、その辺も想定をできるんじゃないかということで説明をさせていただきました。今回の庁舎と町民プールについては、当然、この場所にボイラーを建てさせていただくということで、その辺をご理解していただければと思っています。それから、もう1つ、今、私の段階で、公民館、それから、スポーツセンターの暖房も将来的に木質バイオということで考えさせていただいていますけれども、今回のボイラー設置については、あくまでも、町民センターの暖房ということで、理解をしていただければと思います。それで、将来的にそれが可能であるということが判断された場合に、公民館、それから、要するにスポーツセンターの暖房も木質バイオでやれるのであれば、やりたいということです。その辺、一緒に今それを整備するという考え方がありませんので、ご理解をしていただければと思います。そのために、今回、予算計上で、調査設計費を組ませていただいたのは、本当にその1号のボイラーが本当に木質バイオ、今、うちが間伐材の要するに量、それから、いろいろとご指摘をいただいた、建設廃材の部分、それから、民有林の活用、その辺もきちんと整えられるのかどうかという、今、担当レベルでは、その辺の対応ができるということと、重油ボイラーよりも将来的にコストが軽減できるということとありますので、その調査をきちんとした中で、1号にかかりたいということで、あえて、調査設計費を持たせていただいたということで、その辺についても、委員の皆様方にご理解をしていただければと思います。以上であります。

◎ 委員長（敦澤良子）

4番。

◎ 4番（松井盛泰）

どうも言えばすぐ犯人捜しにくるから、やりずらくてどうしようもないんだけど、担当というのは、1箇所しかないでしょう、政策室長ですよ、政策室ですよ、そこで聞いた話ですよ。担当者に聞いてください。

その話は、我々、議会は議会で、現地を確認しながら、議会の意見として、まとめるべきだということで、委員長にお願いしていることで、今度、別な質問します。教育委員会の活動状況に関する報告、今回、受けたわけでございますけれども、この中で、4月25日に奨学資金の減免についてということで、委員会でお話をされている部分があるんですが、差し支えがなければ、この辺のどういう話なのか、お知らせいただきたい。

◎ 委員長（敦澤良子）

教育次長。

◎ 教育次長（村上芳二）

実は遡って、平成22年の決算審査委員会の意見として、不良債権となっている奨学資金の扱いを一応、検討していただきたいということで、議会から意見をいただきました。その後、この不良債権に関わる奨学資金について、実は不納欠損に関する実施基準というものを設けさせていただきました。この基準につきましても、例えば、通っている方、保証人等が例えば、死亡したり、あるいは、亡くなられた場合に一応、欠損処分ができますよということで、実は総務の所管にも一応、ご提案をさせていただきました。了解をいただいたところでございます。その常任委員

会の中では、税等との不公平感がないよう、その辺、十分、気を付けてやっていただきたい。このことを踏まえまして、実は現在、10年を超えて、まだ支払いのない遅れている方が5名ございます。実はその5名の中で、居所不明の方が2名おります。この2名の方の欠損処分について、奨学資金の運営委員会に諮ったところでございます。奨学資金の運営委員会とそれから、教育委員会にかけて、一応、やむを得ないということで、ご了承をいただいたところでございます。この2名にかかわる欠損処分額につきましては、合わせて108万円になる予定でございます。この事務手続等につきましては、今回の資料に載っていませんけれども、欠損処分でございますので、3月から4月に繰り越される時点で、欠損がされるということで、9月の決算では、この額、人数等を報告できるのかなというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

◎ 委員長（敦澤良子）

4番委員。

◎ 4番（松井盛泰）

よく分かりました。そこで、活動状況の報告の中にですね、所管の中でも報告を受けて、非常に残念だなと思ったんですが、子どもいじめ防止に関する条例の関係なんです。9月24日から今年の1月13日まで、延べ4回の会議を開いた中で、ようやくその案を教育委員会は委員会なりにまとめた。それをこの間、常任委員会の中で案として出されて、非常に良いことだなと、それで、今回の定例会に出てくるんだろうなというふうに尋ねたところ、今度、町長に聞くわけですけども、委員会から提案されたものが今回、国の方のまだ方向先が決まっていないから、今回できませんということらしいんですが、私は逆に国の関係そのものよりも、知内の教育委員会でこういうものを今、先に作るんだよという、この意志が大事だと思うんですよ。なぜ、これを提案できなかつたのか、町長に尋ねたいと思います。

◎ 委員長（敦澤良子）

町長。

◎ 町長（大野幸孝）

今のいじめ防止条例の関係でありますけれども、教育長から協議をということで話がありまして、内容的なものを見させていただきました。ただ、その中で、私が感じたのは、それを要するに提案するかどうかのということではなくて、今、ちょっと4番委員が言われている、町長がそれを否定したという今、言い方ですけども、そんな話じゃありませんから、それだけはきちんと理解をさせていただきたいと思います。出てきたものを協議するということで、私のところにいただいたものについて、副町長も一緒に入れて、内部検討をというか、内容を精査させていただきました。その段階で、基本的に条例の内容で不足しているものはありませんかということで、逆に私の方から教育長の方に申し上げました。それはなぜかと言いますと、町長への要するに報告義務、それから、要するに防止というか、いじめ等の事案が発生した場合のその体制について、私はもう少しできるのであれば、私が町長として提案するのであれば、もう少し充実というか、内容を精査する必要があるのではないかとということで、教育長にお返しをしたことでもありますので、私がそのものについて、全てだめよという話ではありませんので、その中で、いろいろと



協議をさせていただいた中で、今、確かに国が今、法的にということ、いろいろと基本的な国の考え方も今、示されておりますので、それとの比較の中で、私なりにそういう感じをさせていただいたということでありまして、全てそれはその条例の提案を拒否したという話ではなくて、もう少し内部で詰める必要があるし、もう少し時間をかけて精査をする必要があるのではないかとということで、教育長に話をさせていただいたということでもあります。以上です。

◎ 委員長（敦澤良子）

4番委員。

◎ 4番（松井盛泰）

取り方によっては、非常にいろいろな取り方がございまして、私ははじめから町長が拒否したということを行っているのではないです。町長は提案権があるんです。それをなぜ、提案しなかったということ聞いたわけで、ただ、所管で聞いた中では、そういうことではなかったんですね。逆に今度、教育長に聞くんですが、逆に首長の方からそういうような形で、もう少し条例をきちんと整備した中でということであれば、逆にきちんと今、言わんとすることを整備した中でですよ、この4月に多分、臨時会あると思うんですが、そのときにこの条例というのは、国云々よりも国に先駆けて、これ提案する考えというのはないんですか。

◎ 委員長（敦澤良子）

教育長。

◎ 教育長（田中健一）

今、教育委員会でいじめのことについて、防止の条例をつくった経緯はもう既に説明済みなんですけれども、この条例の大きな目的は、町民の方々に子どもたちの現状と、そして、健やかに健全に過ごしていくための町全体のあり方というんですか、関わり方といいますか、これをつくるためにありました。実際に教育委員会で諮ったときに、実は内部の中で、今、国が進めているという話を受けた段階で、いくつかの問題点がありました。1つは、これは先に町長から指摘された点を先に申し上げます。第三者機関について、もっと広く第三者機関を設けたらどうだと。これは内容として検討すぐできましたので、今回の協議案の中には入れさせていただきました。ただ、2つの点について、我々もちょっと躊躇した点がございまして。1つは、刑事事件等々に発展した場合の小・中学生の出席停止に関わる件、それから、もう1つは、警察との連携に関する件、これについて、この条例の中に盛ってしまうと、国との齟齬が取りづらくなっています。文科省の指導では、重大な刑事事件等々に関するものは、警察と連携を取り、刑事事件として扱えというような通知も来ています。それから、出席停止については、子どもたちに大きな損害等々を与える場合には、保護者に出席停止を通知できるようになっています。ただ、これをこの文言の中に今、現在盛っていくことが、国との齟齬が生じた場合に、すごく大きな開きが出る可能性があったものですから、教育委員会の中でもこの点については、もうちょっとやっぱり検討しましょうと。国の動きを合わせながら、それとあった形で、この2点について、盛り込んでみましょうというふうになりましたので、協議案は上申はさせていただきましたが、ご指導も受けながら、今の2点も含めながら、もうちょっと国の動きも見させてもらった方が、よりの確な条例の提案になってい

くだろうと、今の段階では思っています。以上です。

◎ 委員長（敦澤良子）

4番委員。

◎ 4 番（松井盛泰）

この間の所管の中の意気込みから見たら、随分、意気消沈している。もう少し、形良く出てくるのかなということで、非常に残念な気持ちでございます。文部省の方で、1つの指針が出たのであれば、指針というか、そういう考え方が出たのであれば、国の方から出る前にそれらを網羅した中で、まず、作れば良いでしょう。国で出たら、肉盛りするなり、削除するなりということで、いろいろな形、またそれをしていけばいいんじゃないの。まず、先に提案するということが、まず、先決でないだろうかと思うんですが、この間の所管の委員の中では、議会の出席した議員の人たちは、ほとんど同じような意見だった。そういうことで、早急にこのいじめに関する防止の条例というのは、1日も早く提案されることをまず、願っているところでございます。

それで、問題ガラッとかえます。今回の25年度の町長の行政執行方針、さらには、教育長の教育行政執行方針の中にも、今年もまた合宿の里づくり、全面的にやろうということになってございます。そこで、教育長にお尋ねするんですが、昨年度の決算のときに私も言いましたように、町長もだいぶ、憤慨していましたが、今回は、あれだけ言ったから、多分、教育予算の中にその辺は出てくるんだろうというふうに期待もしてございました。出てきたのは、前回と同じように、中学校の野球大会の30万円だけ。高校に関わる経費については、一切、出てきません。考え方は、今まで従来と同じように、また野球部後援会からお願いするという考え方ですか。その辺、ちょっとお尋ねします。

◎ 委員長（敦澤良子）

教育長。

◎ 教育長（田中健一）

決算審査特別委員会の中で、そのようなご指摘を受けました。それに関して、この交流のまちづくり、スポーツ交流等々について、既にここで細かく申し上げることは避けまされども、町長の行政執行方針の中に、スポーツ交流や合宿の里づくりについて、合宿を受け入れる民間宿泊事業者に対する助成制度の創設を検討しますという文言を入れていただきました。大変、ありがたく思っています。というのは、青少年交流センターで宿泊する金額と町内の民間施設で宿泊する金額では、やっぱり齟齬がございます。合宿をするには、ここの利点は、気象条件の利点ともう1つは、近くにスポーツ施設があるということの利点。もう1点は、やっぱりこの点にあって、経済的な面が非常に大きな合宿誘致の利点になっています。よって、例えば、今までスポーツセンター長の努力で、民間に宿泊した場合には、5千円で2食付きで宿泊していけるような方法を取っていただいたり、お弁当そのものもかなり安くやってもらったりという、努力はしてきたんですけれども、今回の町からの行政執行方針の中に、民間の宿泊事業者に対する助成制度を検討するとありますので、この点を受けると、より精査もできるし、それから、合宿受入れの体制も完備すると思いますので、よって、大きく前にこれから進んでいける環境が整ったと

いうふうに理解しています。以上です。

◎ 委員長（敦澤良子）

4番委員。

◎ 4番（松井盛泰）

当初予算にその辺を組み込まないというのは、そういう考え方があったから、組み込まないということ。ということは、これからの補正でその辺は組んでいくという考え方でいいんですか。

◎ 委員長（敦澤良子）

町長。

◎ 町長（大野幸孝）

先般も決算のときにも4番委員からご指摘をいただきましたけれども、基本的に町が目指す方向というのは、やっぱり地域の特性を生かすということ、これは従来から私は行政執行の中に入れさせていただいています。というのは、やっぱり雪解けが早い、そして、今までずっと長い間、後援会が事業主体として交流大会を実施していただいた。それを1つの実績として認めていただいて、青少年交流センターの利用率も今、1千人以上の人に来ていただいているということでもあります。それで、4番委員が何を言おうとしているのか、なかなか私、理解できないんですけれども、私が要するに合宿の里を今、政策の中に入れさせてもらうときに、予算がないからそれは要するに後援会を利用してという、その発想というのは、私はどうも理解できません。まちづくりというのは、町が主導するものと各団体が主導するものと、一体となってまちづくりというのは、私は進んでいけるんだろうと思っています。ですから、後援会が今、確かに交流大会を実施しています。それは、甲子園基金が4,600万円、道民の皆様方から寄附をいただいた、その残りの2,600万円の基金を取り崩しながら、そして、町内の町民の皆様方の会員の人が会費を納めていただいて、それは毎年、総会、その段階で、基金を取り崩し、会員の皆様方からその会費をこの交流事業に使いますよということで、それは総会で議決をされているものでありまして、私はそれに対して、どうのこうのという立場でもありません。ただ、私は会員の1人として、後援会の会員にならしていただいていますので、総会等に出た段階では、その辺は意見を申し上げる立場ではありますけれども、行政が、町長が合宿の里を作りますよ、その中で予算が1つもないのに、それは施策に盛り込むことが、要するにそれはまかり成らんということは、私はどうも理解できない。先ほど言いました。まちづくりというのは、全体の中で、それは1つの方法でやれるものだと思いますので、それは後援会が事業主体として、やれるものについては、それはどしどし、そして、うちらがそれに対して協力できる体制を整えるということだって、1つの施策として、私は理解をしていただけるんだろうと思っています。それと、今、町内の受入れ体制ということで、今、話をさせてもらっていて、今回、行政執行の中に入れさせていただいたのは、うちの今、交流センターというのは、社会人で今、3,500円某の要するに料金で泊まっただけです。そうすると、そこでそしたら、交流人口を拡大する中で、宿泊施設の受入れというのはどうなんだということで、今、町内の企業が交流センターと同じ単価でやっていただいている企業が実は中にあるんです。でも、

それは、やっぱり町の考え方として、これから拡大する中では、そういう負担というのは、うちらが要するにその部分を補助するというか、これはまだ検討をさせていただきますというのでの今回の文言でありますので、内部的に今、検討をしたいということで、それをやらせていただいています。それが将来的に合宿の里づくりという、1つの町の私なりのまちづくりの方向に合致していくんだらうということで、今回、提案をさせていただきますので、これは今、もう少し北斗市が、もう合宿の受入れで、宿泊施設に補助制度を設けているということも、私なりに今、手元にも条例案ありますので、その辺も含めた中で、今回、検討をさせていただきます、それが実現出来るということと、それから、将来的にまだまだ交流事業なり、それから合宿が拡大していくという段階で、私は時期を判断させていただきます、その条例案を議会の皆様方に提案をさせていただければということで、今、考えておりまして、直ちに25年度中にその体制を整えられるかどうかというのは、これから内部検討をさせていただければと思っておりますので、ご理解をいただければと思います。以上であります。

◎ 委員長（敦澤良子）

4番委員、いいですか。教育長。

◎ 教育長（田中健一）

我々の立場からしますと、今までスポーツ交流のまちづくりで、特に野球に於いては、知内町抜きん出た存在でありまして、今回の春の合宿についても、もういろいろな方面から知内で合宿したいという申し出が来ています。これも今まで長い間、町民が培ってきた大きな歴史が物語っていることだと思います。その中で、例えば、夏の交流大会等々について、後援会が主催して行うことが、これは知内高等学校の野球をより前進させていくという大きな願いもありますし、町民そのものがその事業に関わることによって、まちづくりにも大きく寄与していると思います。人が町に集まる場合に、それをどう受け入れて、どういう事業を展開していくのかは、確かに行政の仕事も一端ありますけれども、地元の皆さんが自分なりに工夫をしながら、自分なりに方法も考えながらやっていくという大きなメリットもあります。そういう意味では、今までの町の取組や後援会の取組、町民の取組そのものは、より継続していただければありがたいと思いますし、ただ、そこにずっとおぶさっていきますと、大変、枯渇してしまいますので、今回のような、より合宿できるような環境づくりに、一步でも二歩でも近づいていただければ、我々、施設を管理するものとして、または、子どもたちの健全育成を考えるものとして、非常にありがたいなと思っております。以上です。

◎ 委員長（敦澤良子）

4番委員。

◎ 4番（松井盛泰）

考え方の見解が相当違うようですから、論議してもどうしようもない。これはやはり、世論のまず、声を聞いてみたい。私は私なりにいろいろと集まったときにこういう話をするけれども、やはり同じような考え方、返ってくる。これはやはり知内高校野球部の後援会の中で、どうのこうのということで、どうやっても最終的には、どこだかの後援会と知内後援会と一緒にののかというふうな声というのは、確か

にあるんです。でも、これは考え方違うから、後ほど、議員の皆様方も同じ考え方の人もいるし、私と同じような考え方もいるし、これは様々。最終的には、マスコミを含めて、じっくりと世論の声を聞かせてもらおうということで、私はこれ以上は質問しません。ただ、言うつもりはなかったんですが、教育長は、3年生を送る会するときにはいなかったですよ。

◎ 委員長（敦澤良子）

1 番委員。

◎ 1 番（西山和夫）

先ほど、4番委員をかばうわけではありませんけれども、教育長、いじめの条例の問題なんですよ。私も所管で立ち合わせていただきましたけれども、あのときは、卵が先か鶏が先かの議論で、あくまでも、議会の中では、早めに出して、いじめに対する方向性を出した方が良さだろうという議論の中で、進んだ経緯がありますよね。決して一方的にそのお二人の話が出たのであれば、我々もそれに対応しますけれども、その話は一切なかったという話なので、それで、議会の中では、卵が先か鶏が先かであれば、出すべきだろうという話になっていることなので、決してかばうつもりではありませんけれども、そういう中身です。

それで、先ほどの近隣町との連携、スポーツ合宿の里づくりにちょっと関連してですけれども、一方的に我々は町長が近隣町村、渡島でいけば、四町に声をかける体制であれば、なかなかお互いの利害関係がありますので、乗ってこない部分があるのかなと思いますので、やっぱりそれぞれ今、高等学校に絞れば、それぞれ良い面あるわけですよ、福島でも松前でも。特に松前は、書道のパフォーマンスということでやっています。やっぱりそういうものも交流の里、合宿づくりの中で、大々的に松前は書ということで立ち上げているから、そういう感じにはなるんだろうけれども、我々はやっぱり野球というメインの中で立ち上げて、スポーツの交流という、そのお互いを交流し合いながら、高めていけば、それに福島も入ってこれるだろうし、やっぱり木古内ちょっとありませんけれども、やっぱりお互いの良いところ、集めながら交流しましょう。そして、自分たちの交流をアピールしましょうということでやった方が、お互いのためにもなるだろうし、まして、知内高校で書道パフォーマンスやれば、また子どもたちのいろいろな繋がりもできますし、違う文化の活用にもなるだろうと思いますので、そういう面も含めながら、お互い良いところを認識して、お互いどうなんだと、そっちの交流もやろうということで我々の交流のアピールもした方がお互いのためかなという思いしていますので、その辺、どうなんでしょうか。

◎ 委員長（敦澤良子）

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

1番委員から私が合宿の里づくりを要するに先導しているという考え方であるということなんですけれども、実はそうではなくて、西部四町で、広域連携で何かできませんかと、もう何回も事務レベルで協議をしているんです。その中で、私が今、スポーツ合宿、そして、スポーツ交流ということをおっしゃっていただいているものから、担当レベルでまず、取っ掛かりでできるものということで、これはセンタ

一長に私、話をしていますので、各町村のそういう担当レベルでの話はもう付いています。ですから、私が先導してどうのこうのと、うちは実績がありますから、そんな形で、私が今、提案をさせていただいているんですけども、そういう協議をしているということです。それから、今、何点かご指摘をいただきましたけれども、そのほかにも西部四町で連携をすることによって、事務効率、それから、要するに将来的にやれるものがないかということで、何回も今、検討をしているということだけご理解をいただければと思っています。それと、合宿の里づくりというのは、私が何で今、こういう話をさせてもらっているのは、実は、松前町が今、うちにならって一生懸命やっているんです。そんなことから、結構、何チームも春先に町民野球場に来てやっているものですから、そこでの連携ができれば、数多くの要するに学校が交流試合等ができるだろうと思っています。ただ、それはキャパが決まっていますから、1日に何試合もできるという話にはなりませんので、木古内の鷹取、それから、福島の商業高校のグラウンドを使わせてもらう、町民球場を使わせてもらうということで、そういう連携ができるんだらうということで、これはリスクを背負う話ではないんです。要するにグラウンドだけ貸してもらって、調整ができれば、そこで要するにうちで泊まれない人が、木古内へ泊まる、福島へ泊まる、松前へ泊まるという、それが西部四町の合宿の里づくりの考え方でありますので、ご理解をいただければと思います。それで、基本的に今、西部四町で連携でやろうというものについては、積極的に今、やろうとしていますので、今、委員から何点かご指摘いただきましたので、それも含めた中で、今後、対応をさせていただければと思っています。以上です。

◎ 委員長（敦澤良子）

1 番委員。

◎ 1 番（西山和夫）

いろいろ事務段階で協議しているということですので、まず、その辺は目に見えるような形で、我々にもアピールしていただければ大変、ありがたいなと思います。あと、事務的なことでちょっと教育長に聞くんですけども、スポーツ、勉学等で、この西部四町でどのくらいあるのか。小・中・高、問わず。それと、もう1点は、湯ノ里のiPad、今後、どのような形で進めるのか。多分、我々ちょっと途中で退席したものですから、後半でいろいろ精査したんだらうと思っていますので、今後の考え方をお聞かせいただければ。

◎ 委員長（敦澤良子）

教育長。

◎ 教育長（田中健一）

まず、四町の小・中・高の交流なんですけれども、高校はスポーツ活動もそうなんですけれども、ブラスバンドの今回、日にちちょっと忘れてしまって申し訳ありません。24日ですか、木古内町との合同のバンドで発表会もありますので、それから、小学生の少年野球の交流会、サッカー等々でスポーツ交流なども行われます。

それから、端末タブレット、湯の里小学校に配置をして、その活用について授業を見ていただき、ありがとうございました。これからはですね、まず、先生方が慣れるということが1点と、授業の狙いを達成するために、あの道具は本当に有効な

のかどうかを検証しなければなりません。もう1つ、わが町として、検証したいのが、複式学級における利点は、それであるのかということ。特に涌元小学校も春から完全複式になりますし、タブレット端末を使って、複式学級の指導が有効であれば、優先的にそちらの方から持っていきたいなと思っております。それから、合わせて、高等学校等々で情報の学習をしているんですけども、その情報の学習の資格検定はいいんですが、より高度な情報処理能力を使う場合に、これらの端末が活用できるのであれば、その方も検討してみたいなと。課題の方が大きいんですけども、指導者のまず、育成と、そのためのやっぱり環境づくりをこれから努めてまいりたいと思っています。

◎ 委員長（敦澤良子）

いいですか。それでは、教育費の質疑続行中でございますが、昼食のため、暫時休憩をしたいと思います。

会議は1時からと致します。

それから、もう1つ、4番、さっき腰折れしたと思うんですけども、後ほど、午後からはじめたときに、休憩を挟んだ中で、発言を許したいと思います。

暫時休憩します。

（ 休憩 午後12時01分 ）

（ 再開 午後12時59分 ）

◎ 委員長（敦澤良子）

休憩以前に引き続きまして、会議を開きます。

10款の教育費の質疑を続行中でございますが、出つくしたようでございますので、ここで、いいですね。よろしいですか。

それでは、9番。

◎ 9 番（森永 勉）

ちょっと教育委員会活動について、ちょっとお尋ねします。関連資料では、171ページなんですけど、教育長・教育委員長を含めて6名の委員会で構成されているわけですが、執行方針の中に、教育施策策定にあたって教育委員会自らが調査研究していくこととありますが、具体的には、この研究の2・3点でも結構でございますから、お伺い致します。

◎ 委員長（敦澤良子）

教育長。

◎ 教育長（田中健一）

具体的に申し上げますと、1つは、学校運営協議会の件が1点になります。これは、昨年、秋田県の学校をその目的で視察をしながら、その教育委員会規則をどう変えていくかということが1点になります。今回のいじめ防止条例のこと、それから、体罰等々に対する施策のことなどが、教育委員会として、学校長やそれから、生徒会、それから、生徒とも具体的にお話の場を設けていきながら、内容を検討していくという内容です。

◎ 委員長（敦澤良子）

9番。

◎ 9 番（森永 勉）

教育委員会としての活動だと理解しているんですが、ここに委員と書いてあるものですから、委員個人かどうなのかなという、そんなちょっと誤解があったものですから。たまたま、今定例会でも委員の選任があらうかと思いますが、私、たった1回、傍聴させていただきました。このときに、やはりそれだけのニーズの中で、3人で、教育長を含めて3人で議論していた。内容は、結構、濃いものであったわけではありますが、それだけ専任でございませぬので、大変、忙しいのかなと、委員の皆様方が。そういう意味からいきますと、あまりその仕事を調整しながら、またほかの行政関係の教育関係の日程を調整しながら、できるだけ会議を行うときは、参加者を多くしたい、委員会の6人いるんですから、教育長は当然出ますが。ちょっと寂しいような感じもしました。たった1回の私、傍聴ですから誤解あらうかと思いますが、そんなお願いをしながら、今度、また選任される方々含めて、そういう活動をしていただければなと思います。その辺、また何か具体的な案がありましたら。

◎ 委員 長（敦澤良子）

教育長。

◎ 教育 長（田中健一）

参加者を多くして、6人できちんと議論をしていけるような、これは基本ですので、そのように努めてまいります。保護者委員が加わることによって、話合いの中身はですね、かなり具体的なものになってきました。特に学力の向上の問題等々について、現在、子どもを育てている保護者が委員になることによって、実際に現状だとか、それから、学校での取組だとか、学校での話も聞いてみたいという、そういう要望がありますので、そのとおりだと思うんです。よって、現場との密着度がかなり強くなったということは、今回のこれにも反映しているということでございますので、委員会は6名基本ということで、揃えるようにしながら、頑張りたいと思います。

◎ 委員 長（敦澤良子）

それでは、議長の方から、オブザーバーでございますけれども。

◎ 議 長（伊藤政博）

オブザーバーですので、あまり細かいことはお尋ねしません。教育執行方針読ませていただきました。今年度の学校教育、それから、社会教育の中期計画の3年目ということでもあります。そういうことで、24年度の執行方針と見比べましたら、基本的な章立て、中の段落分け、24年度と同じ中で進められていて、2年目・3年目ということですから、当然、そういう基本的な考え方、変わっていないわけですし、その辺は了解しているわけですが、ただ、25年度の方針の中に、こんなくだりがあります。これまでの教育成果を充実する規定として、人間的な感情を揺り動かす温もりを不可欠な要素として位置付け、知内町教育を創造してまいりますと。温もりという言葉が、今年度の執行方針の一つのキーワードみたいな形になっております。ただ、これは数多くでてきているわけでありませぬけれども、非常に印象に残った言葉なものですから、本来的に教育というのは、温もりがなければいけないわけですし、あえて、この25年度に温もりという要素を盛り込んできた背景というのはどういうことなのか。それから、それを具体的に25年度、どういう形でこの温



もりということを経済の中に表現していくのか、この2点だけお尋ね致します。

◎ 委員長（敦澤良子）

教育長。

◎ 教育長（田中健一）

1番大きな理由が、昨年度あったいじめの問題です。このいじめの問題は、かなり大きな事件ですので、それが起こってしまったということが、我々にとっても、学校にとっては、それから、生徒指導担当者にとっても、大きなショックなことであります。それから、もう1つは、今回、教育委員会で幼稚園から高等学校まで、実は同じ項目で学校評価を入れてもらっているんですけども、この中で、自分たちの学校が楽しかったり、授業がよく分かったりという項目は非常に良いんですけども、先生と生徒の相談、それから、先生と保護者との相談、実はものすごく悪いと言えば変ですけども、他の項目に比べて落ち込んでいるんです。というのは、先生方の学習指導を行ったり、学校での授業を行うことには、生徒も保護者も大きな異論はないんですけども、もっと近い距離で、いろいろなことの相談に乗ってほしいし、いろいろなことも聞いてほしいし、いろいろなことを考えてほしいという一点がまずあります。そういう意味で、本町、若い教職員が多いものですから、その若い教職員が、子どもの授業をするにあたって、その後ろにある地域だとか、保護者というものをきちんと捉えた中で、授業実践や教育経営を行ってほしいというのが一番の願いですので、このあたりをご理解していただければありがたいと思います。以上です。

◎ 委員長（敦澤良子）

いいですか。それでは、10款教育費、質疑を終わりたいのですが、いいですか。5番委員。

◎ 5 番（谷口康之）

199ページのこの報償費のことで、今回、コンペでもって、4社50万円ずつということで、その50万円ずつの根拠はどのような形で出しているのか、建設課の方がいいのかもしれないけれども、それをまず、お知らせ願いたいと思います。

◎ 委員長（敦澤良子）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

実はこれは、知内小学校の設計のときの金額と同額計上でございます。やはり知内小学校のときにも、5社のコンペで、1社あたり50万円、それで4社分で200万円の計上、それで5社のうち1社については、正式に委託契約を結んで、この報償は払わないということになると思います。

◎ 委員長（敦澤良子）

5番委員。

◎ 5 番（谷口康之）

小学校のとき50万円で、今回も50万円だけれども、その50万円の内容というものは、ただ漠然といろいろな形を勘案して、50万円ということで、その内容というものは、何かないんですか。その50万円になる査定の。うちの町でやるの

か分かりませんが、業者の方からこのくらいは50万円のお金をもらいますという形になるのか、その辺、どうなの。あるようなら、お知らせ願いたいと思います。

◎ 委員長（敦澤良子）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

積算根拠はございます。ちょっと資料持ってまいるまで、お時間いただけませんか。

◎ 委員長（敦澤良子）

それでは、ちょっと休憩します。

（ 休憩 午後1時7分 ）

（ 再開 午後1時8分 ）

◎ 委員長（敦澤良子）

それでは、休憩以前に引き続きまして、再開致します。

建築管財係長。

◎ 建築係長兼管財係長（小嶋 隆）

ご説明申し上げます。知小のときもそうだったんですけども、審査の際、小学校のときもPTAだとか、いろいろ素人の方もいらっしゃいますので、コンペの提出書類の中に、完成予想図、パースを請求してございます。パースの場合、ほとんど専門業者が作成するということもありまして、だいたい市場的な値段が50万円前後ということですので、それについては、外注になりますので、設計事務所の努力ということになりませんので、最低でもその辺だけは補償しましょうということと50万円程度という形で見させていただいています。

◎ 委員長（敦澤良子）

5番委員。

◎ 5 番（谷口康之）

小学校の場合は、複雑な形だと思うんですけども、プールとかそういうやつでしたら、ほとんど、小さいモデルとか紙か何かで作るこういう形になるよという、プラモデルみたいなものなんでしょう。それでもって、50万円くらいという、ちょっと私、何か納得いかない。ただ、これを変な言い方、逆に言いますと、この報償費50万円払わないで、入札してもらおう、応募してもらおうという方法は何かないの。やっぱりないんですかね。お知らせ願いたいと思います。

◎ 委員長（敦澤良子）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

まず、パースというのは、絵なんですけど、どなたが見ても建物の中だとか、外部だとか、客観的に見えるような絵を描く、これがパースです。それで、やはりそういうような3億円・4億円の投資をするものですから、それなりの立派な対外的にもそういうような意見の選べるような建物を設計したいというところで、それで、50万円という報酬を払ってですね、誰もがイメージを持てるようなものを提出してもらって、それで、皆さんで設計案を審査すると、そういう意味から、この報償

費を設けてございます。

◎ 委員長（敦澤良子）

5番委員。

◎ 5 番（谷口康之）

絵って分かるんですけども、今の時代、コンピューターでもそういう立体的なものとか、いろいろな形のものではできると言うんですけども、コンピューターでそういうものを活用ということは、業者とか今の場合は、絵なんでしょうけれども、相手はそういう形で具体的なものをCDとかなかで送ってきて、見ればこういうふうになっているよとあって、そういうものはやっぱりないの。やっぱりあくまでも、絵とかでもってやるしかないの、今の状態であれば。

◎ 委員長（敦澤良子）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

今、設計図も全部、コンピューターで上がりますので、この透視図についてもコンピューターで自動的に印刷はできます。それについてもですね、誰もができるような技術ではないものですから、その辺の費用は発生するというご理解いただきたいと思います。

◎ 委員長（敦澤良子）

5番、いいですね。それでは、10款教育費の質疑を打ち切ります。

それでは、歳入の質疑を行います。

歳入は一括して質疑を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしということでございますので、それでは、歳入一括で質疑を行います。

予算書の14ページから90ページまで、質疑を承ります。

歳入、ございませんか。予算書14から90ページまでの歳入一括質疑です。ありませんか。

（「なし」の声あり）

それでは、ないようでございますので、歳入の質疑を終わります。

これから、歳入歳出予算全般にわたる総括質疑を行います。

質疑はございませんか。総括ですよ。

5番。

◎ 5 番（谷口康之）

町長の方に、行政執行方針の中で、最後の方に、松前半島道路の部分、載っていましたがけれども、我々、商工業者にしますと、やっぱり道路がはっきり言って、今の生活ロード、それから、今の新しく、もし、建設するということになれば、やはり我々の商工業者に対するダメージは、かなり大きなものが発生してくると思うんですよね。そこで、もう少しですね、町長、その部分に対して、いろいろな調査をしながらですね、進めるのであれば、うちの商工会とかいろいろな形で声を聞きまして、もう少し慎重という言い方は変ですけども、もう少し調査して、納得いくような形で、もし、あれだったら、進めてほしいなと思うんですけども、その辺、どうですか、考え方。

◎ 委員長（敦澤良子）

町長。

◎ 町長（大野幸孝）

高速交通体系というか、それはやっぱり地域を開発するためにはというか、当然、まちづくりを進めていく中で、必要なやっぱり案件だろうということ、これは4町共通の考え方であります。そんなことから、今回、2015年の新幹線開業に向けて、今、木古内まで、高規格でありますけれども、これもちょっと今、完成年度というのは、まだ開建の方からは示していただけませんけれども、今回の大型補正、それから、新年度予算等で、随分、その辺の社会資本整備にお金が多く付いているということであれば、うちらは一刻も早く木古内まで開通をしていただきたいということは、これは渡島西部だけではなくて、渡島全体の今、考え方として、要請をしているところであります。その中で、議論を今しているのが、高規格、ご存じのとおり、木古内まで来て、今、江差まで伸びる部分、それから、地域高規格ということで、新たに今、木古内から松前の路線がということなんです。それで、基本的に先般の道南地域の連携でのまちづくりの協議会、これは渡島総合振興局、それから、函館開発建設部、そして、各首長がそこに出席をして、いろいろと方策を練っているんですけども、その中で、やはり桧山の首長方が入っていないということもあるんですけども、渡島の考え方としては、江差に要するに抜けるのではなくて、是非、やっぱり松前まで抜かせていただきたいということでの今、考え方を説明させて、要請をさせていただいたという経過があります。それは、なぜかと言いますと、今、2015年の新幹線開業によって、本州から相当の要するに入り込み客があるだろうということで、各自治体、観光振興事業ということで、今、取り組んでいるところであります。ですから、その高速ができることによって、観光振興というのは、すごく方向性が見えてくるだろうという今、考え方であります。それは、1つ、観光振興ということ限定しての考え方であります。それで、今、5番委員が言われる高速専用道路を作ることによって、地元で要するに営業している、そういう商工振興ということもですね、やっぱり考えなければならないということもありますけれども、それはですね、今、どんな形でやるかということもまだはっきりしていません。何とか計画道路までということでの昇格ということ要望させていただいていますので、これもやっぱり各自治体でいろいろと考え方が違うということも、私なりに理解をさせていただいています。ですから、その辺はこれから要するに計画路線に今、格上げしてもらおう、まず、そこからでなければ、なかなか方向性が見えてきませんので、その中で、地域の課題として、どんな形でそれが解決できるのか、当然、それは地元との協議もありますし、うちらが要するに高速交通体系のやっぱり整備ということをやったり国に働きかけていることもありますので、その辺はどういうふうにそれを整理できるかというのは、今、ここでは申し上げられませんが、当然、それは地域の課題として、上の方に上げるということが必要なんだろうと思っておりますけれども、まず、松前半島道路、これをやっぱり表面に上げてもらおう、努力を今、させていただければと、そういうふうに思っておりますので、ご理解いただければと思っております。

◎ 委員長（敦澤良子）

そのほか、総括質疑、ございませんか。

9番。

◎ 9 番（森永 勉）

歳入の関係で、ちょっとお尋ねします。回収機構の関係で、回収機構の中では、誓約書は別なんだと思っていました。誓約書ではなくて、滞納機構の方は、誓約書もやってくれていると思っていなかったものですから、こんな質問するんですが、今、町が独自に担当者がやっている誓約書、あるいは、収入額と回収機構の方の誓約書、あるいは、収入額というのは、予算上では、合算して出ているということで理解していいんですか。

◎ 委員長（敦澤良子）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（大館光晴）

機構の方ですね、収入した分、これについて、毎月といいますか、だいたい毎月ですけれども、これだけ入りましたということで、うちの方で、歳入歳出外で受けまして、それを税の方に一般会計の方に入れるということになります。

◎ 委員長（敦澤良子）

9番。

◎ 9 番（森永 勉）

私の言っているのは、滞納回収機構の方でも、誓約書の分野もやっているということで、理解していいんですか。

◎ 委員長（敦澤良子）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（大館光晴）

同じようにですね、毎月納付だとか、あるいは、一括納付だとかということの誓約を取って、それでもって実施しているということです。

◎ 委員長（敦澤良子）

9番。

◎ 9 番（森永 勉）

うちの方でも頑張って、随分、誓約書、何千万円もとっていますよね。とっていると変な言い方、誓約書を結んでいますよね。回収機構の方でも、誓約書の部分で毎月、今、担当者が言うように入ってきていると。両方で強制執行と分納の誓約書をやっていることで理解していいんですかということを知っているんです。

◎ 委員長（敦澤良子）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（大館光晴）

そのように理解していただいていると思います。

◎ 委員長（敦澤良子）

9番委員。

◎ 9 番（森永 勉）

それでは、延滞金関係なんですが、この間もらった資料では、これから、例えば、入札して、財産が多ければ取るよと、延滞金関係。なければ、取らないよと、

だと理解しています。それで、回収機構の関係では、知内町が延滞金が8万9000円ですか、もらっていますので、これはどういう処理をして、この延滞金をもらったのか。延滞金をもらえなかった収入額、なぜなんでしょうかといいところをもし分かったら。

◎ 委員長（敦澤良子）

税務係長。

◎ 税務係長（西野俊一）

お答えします。24年度の件でよろしいですか。24年度は、完納になった方、今、現在、もう10名のうち3名おりまして、完納になったあとに、延滞金を今、機構の方で徴収しているという形で、まだ2月も入ってきましたし、3月も今、延滞金として、もう完納になりまして、延滞金を今度いただいているという状況です。

◎ 委員長（敦澤良子）

よろしいですか。9番委員。

◎ 9番（森永 勉）

今回、マニュアルもらいましたよね、これからこういう形でやりますよということ。そのマニュアルからいきますと、延滞金もらう場合ともらわない場合が明記してありますよね。強制執行かけて、余裕があれば、原則はもらうことになっているんですけども、でも、強制執行をかけて、ちょんであれば、例えば、貯金がちょうどであればもらいませんよということだったと思っていたんですが、間違いだったのでしょうか。間違ってたら、間違いで結構です。

◎ 委員長（敦澤良子）

税務係長。

◎ 税務係長（西野俊一）

延滞金については、法律に書かれるとおり、全ていただくということです。ですから、ここになったらちょんだとかという形ではなくて、延滞金は粛々と法律に則っていただくということになっております。機構の方も同じです。

◎ 委員長（敦澤良子）

よろしいですね。それでは、総括質疑を終わりたいと思います。

1番委員。

◎ 1番（西山和夫）

先ほどの5番委員のコンペの話なんですけれども、ちょっとさっきからじっくり考えていたんですけれども、やっぱり小学校だとか、大きい建物、5番委員が言われるように、斬新なアイデアだとか、内部の利便性、スペース的な活用、そういうものをトータルする場合には、やっぱりコンペ方式で負担掛けるわけですから、50万円なら50万円支払って、アイデアを募集するというのは結構だと思うんですけれども、今、プールと併設する学童の部分だけですよね。これに対しては、逆に内部的なアイデア、または、各団体というよりも、議会はじめいろいろな機関のそういうもし、アイデアがあれば募集をしながら、どういうものかいいんだということで、逆にやって、設計を組んだ方が逆に馴染むし、そんなに大げさなものでもないと思うんですよね。外観的には。ですから、あと、空調設備だとか、プールに限っては、そういう専門的な決まりものとあとプラスアルファ何かアイディ

ア入れていくかという感じだと思うので、今回のは果たして50万円入れて、コンペ方式を取るというのは、妥当なのかということになれば、ちょっと疑問もわいてきたところなんですけれども、もう一度、考え方、お願い致します。

◎ 委員長（敦澤良子）

町長。

◎ 町長（大野幸孝）

今の1番委員とそれから、5番委員のコンペの関係の50万円の考え方、今、ご質問いただきました。私は今、指摘をいただいて、説明では小学校と同じ金額をとという話でありますから、今、課長に言っていたところなんです。規模も違うし、ただ一つ、ここにコンペ方式を取らせていただいたというのは、従来、鉄筋コンクリートというか、RCという形で今、考えているのではなくて、木を使いたいということであるんです。ですから、限定をした中で、木をきちんとこれはそういう専門家の人方から木を使ってもらうことと、それから、外観もそれに見合ったそういう外観にしたいということで、コンペ方式ということで、予算を計上させていただきました。ただ、これはですね、どこの業者を指名するかというのは、これからあります。そして、50万円という単価が本当に今、規模的に要するに小学校と同レベルかということもきっとそういうことでの指摘だと、私もそう理解させていただきますので、これはきちんと精査した中で、対応をさせていただければと思っていますので、ご理解をいただければと思います。以上です。

◎ 委員長（敦澤良子）

総括質疑終わりますが、よろしいですか。

議長の方から。

◎ 議長（伊藤政博）

大野町政発足して、丸2年経ちまして、今、3年目の予算ということなんです。私たちの議会も新しい議会になって、丸1年がだいたいこれで過ぎるわけですがけれども、その中の印象としては、まず、この1年間、議会が様々な形で提言されたことがですね、特に木質バイオの関係で、提言されたことが25年度の予算の中にかなり反映していただいているなど、そんな感じを致しております。そういう意味で、かなり対話のできる町政と議会側だということが非常に感じられています。そういうことで、これからもいろいろな形で、対話を進めながら、まちづくりをしていけたらいいなとは思っております。そして、町長が発足して以来、3冊目の行政執行方針になりますけれども、最初の年は、当然のことながら、4年間の全く新しく町政を担うわけですから、基本的な考え方が示されていました。2年目は主に課題等がかなりありまして、具体的なこともありましたけれども、むしろ、課題を列記された部分が非常に感じられましたが、25年度の部分では、かなり具体的な内容で今回、執行方針が述べられているなど。そして、それぞれの項目について、予算書を見ると、この部分に対応しているんだなとよく分かる執行方針になっています。そういう意味では、かなり現実的な課題になってきていますし、町長も3年目でありますので、いつも町長言っていますけれども、4年を一区切りとして考えているんだということでもありますから、当然といえば当然なんですけど、そんな感じは非常にしております。ただ、その中でも感じるのは、町長が特に自分の政策としてやろう

としている部分は、議会で何度も述べておりますので、町長の思いは、私たちはよく理解はできるんですが、これは9月の決算委員会でも申し上げたんですが、それを受けてくれる民間の受け皿との話し合いがどこまで進んでいるのかなというように、やはり今回の予算執行のこの委員会の中でも、その辺は疑問はちょっと残りました。補正で出ました、魚道の問題もそうなんですが、確かにそういう小魚をかえしながらですね、母なる知内川ですから、それを昔のように、豊かな知内川にしていきたいという気持ちはよく分かりますけれども、じゃあ、そのあと、どうするんだと。それがどうまちづくりに結びついていくのか、アユが遡上するような川に変わったときに、それが知内なり、私たちの町民の暮らしにどう関わってくるのかと、そういう展望が是非ともほしいなど。そして、それを受け皿になるのは、決して行政が全てやるわけではないですから、そういう受け皿になる組織なり、そういうものを育成していく、あるいは、そういう考え方を共有できる人方をつくっていくということが、非常にこれから大事なことなんだろうと私は感じました。これは魚道のことだけではなくてですね、例えば、都市との交流事業のことでもそうですが、都市との交流事業、4番委員からかなりいろいろな指摘がありましたけれども、4番委員はむしろ、積極的にやれやれと言って進めてきた立場の人でありました。当時、議長であったときは、私たちのそれぞれの所管の委員会が本州の方に視察にいきますと、できるだけ交流事業に合わせた形で日程を組んで、議員もそういうところに多いに参加してくれと、そういうことで、積極的に、どちらかというに進めてきた方が、今回の質疑を聞いていますと、もうそろそろ中身を見直す時期ではないのかという発言もありました。そのように、長年やってきていることでも、なかなかその先が展望が見えてこない。また、それが進んだとしても、そのあと、どう展開していくか、誰がその受け皿となって引き受けていくのかという部分が非常に見えてこないという部分もあります。そういうことですね、非常にそういうこれからのまちづくりは、全て行政がやれるわけではありませんし、合宿の里づくりなんかでも議論がありましたけれども、町長が言ったとおり、全て行政がやるわけではないですから、民間の力も借りなければならぬわけですから、そういう点の組織づくりなり、受け皿づくりというのは、まだまだ足りないなという印象は広くもっております。是非ともですね、これらの政策を実現する上では、その辺の話し合いも特に産業団体を中心にですね、きちんと話し合いがなされたいと思うのが、非常に印象として持っております。それから、少し細かい話になりますが、まちづくり拠点センターの話です。1番委員との質疑の中で、非常に私は如何なものかなという町長の発言があります。年間1千万円程度の町の持ち出しで、それは9年・10年続くわけですが、それで出来るんだからいいんだという発想です。それは財政係長の発想ならいいですけども、町長の発想としては如何なものでしょうか。やはりそれは、5億円というお金が掛かるわけですから、当然、5億円に見合うだけの効果が生まれるんですよというくらいのやはり意気込みを持ってもらわなきゃ困るわけですよ。担当の財政係長ならいいですよ。それはね、年間1千万円程度の町の持ち出しで、何とか出来るんですよという発想はいいですけども、やはり町長としては、そうであってはいけない。やはり5億円というお金が掛かるんですから、それに見合うだけのやっぱり効果が発現できる組織ですよということを是非



ともこれからも考えて、この事業の推進にあたるのであれば、考えていただきたい。それから、カキニラまつりの例を取り出しまして、あれだけ大勢の人が来ているからという発想ですが、確かにその部分だけみればいいんですが、別な言い方をすると、なぜ、あの1日の間に7千人以上の人に来てくれるのか。安いからですよ。地価の半値で買えるんですよ。だから、来るんです。じゃあ、その値段で通年やったら、どうしますか。生産者バツタしますよ。そうでしょう。だから、その辺もはっきりとですね、なぜ、来てくれるのかということを考えながら、だから、イコール拠点センターだという話には、決してイコールにはならない。この辺をもう少し、現実の数字を見つめながらですね、是非とも拠点センターを進めるには、もっともっとハードルは高いなという感じ非常に持っています。今回の町長のああいふ認識であっては、とてもじゃないけど賛成するという考えにはいきません。この辺、もう少しいろいろな形でですね、考えていただきたいなと思います。まだまだ細かいことはありますけれども、とにかくですね、机上の空論であってはならないわけです。やはり現実とどうマッチングさせるかということが、非常に特に今の大野町政に問われていることだと思いますので、先ほど言いましたとおり、如何にそれぞれの事業がですね、町民の皆さんに支持され、受け皿になるものがつくられるか、それが一番、肝心なことだと思いますので、あえてこれは答弁も何もありませんけれども、今回、そういう印象を非常に強く持ちました。そういうことだけ申し上げました。

◎ 委員長（敦澤良子）

答弁はいりませんね。そのほかに総括質疑ございませんか。

3番委員。

◎ 3番（山田 顯）

町長ですね、今回の行政執行方針について、1点だけお伺いしたいなと思って、この機会です。というのは、私は脇本前町長時代からですね、一貫して申し上げてきたことは、国営土地改良事業の受益者負担の問題であります。今回も町長はこの執行方針の17ページのところでですね、農業の振興については、①から⑥まで項目別に分けておりますけれども、その⑥の中に、国営土地改良事業の農家負担軽減対策については、関係機関、期成会と協議を進めますと、このようになっておりますが、この事業をしてから、もう既に数十年経っております。したがって、その後の進捗状態というか、進行状態、そういうものがどうなっているのか、もう一度、お聞きしたい。

◎ 委員長（敦澤良子）

町長。

◎ 町長（大野幸孝）

国営土地改良事業の受益者負担の軽減の関係であります。これは従来からずっと大きな町の課題であろうということで、これは機会がある毎に私は言わせていただいているんですけれども、町の大きな案件であろうということをおっしゃっていただいています。今、こうするということは、この本会議ではちょっと言えませんが、ただ、私の考え方については、できるだけ早い時期に方向性を見いだしたいという考え方を持たせていただいています。その解決策として、いろいろあるわけで

ありますけれども、それと方向性を見いだす着地点を見付けるための今、課題がどんな形であるかということのうち、担当とそれから、開発建設部等との協議を積極的にやらせていただいているところでもあります。それで、先般も民主党政権で農業基盤整備の事業が、予算が大幅に減額された。それが要するに民主党政権以前の額まで今、復活させたということで、先般、その予算の概要説明にも足を運んでいただいて、説明を受けたところでもあります。そんな中で、町が今、どんな形でそこに関わりができるのかどうかということは今、真剣に考えさせていただいておりますし、開建としても、やるべきことをきちんとやっていただきたいということも話をさせていただいておりますので、先ほどちょっと言わせていただきましたけれども、課題を解決するために、何を今、やらなければならないかということもまず、今、1つずつ潰させていただいて、そして、ある程度、方向性が見えた段階で、受益者の皆様方に期成会を通した中で、町の考え方を示せばなどは思っているところでもあります。ただ、これは、税をそこに充当する、しないということも、1つの大きな課題として、今、出てくることも私なりに今、想定していますので、その辺も含めた中で、きちんと方向性を見いだしていければということで、これもあまり長く時間を置けないだろうと、置くことによって、だんだんだんだん課題解決が難しくなっているということも、私なりに理解させていただいておりますので、これは積極的にその辺、開建の方と詰めさせていただければということで、今回については、そのくらいご理解をしていただければと思っています。それで、ある程度、方向性が見出せた場合については、議会の皆さん方に当然、考え方をお示しさせていただければと思っておりますので、ご理解をいただければと思います。以上です。

◎ 委員長（敦澤良子）

3番委員。

◎ 3番（山田 顯）

私が一番、心配しているのはですね、やはりこの土地改良区、例えば、知内地区国営ダム償還金などで、一部払っているやつありますけれども、そういう同じような名目でですね、この件をなし崩しにやはり町民が負担する税金で、今、町長、税金の話もしていましたけれども、それで、整理されるということは、町民にとっては決していいことではないなと、そのような気がしておるものですから、その点、もう1回、お願いします。

◎ 委員長（敦澤良子）

町長。

◎ 町長（大野幸孝）

1つの解決方法として、今、町が要するにもし可能であるのであれば、その部分を抱えるという話をさせてもらいましたけれども、これもやっぱり今、3番委員が指摘のとおり、町民の税を使うわけですから、それはきちんとした理解を得れるということではなければ提案も申し上げられないと思っていますので、その辺も1つ、課題を解決するための1つの手法として、今、申し上げたのであって、そういう形でやるということは、申し上げてないということで、これはいろいろこれから、その辺も含めた中で検討させていただければと思っておりますので、よろしくお願

いしたいと思います。

◎ 委員長（敦澤良子）

3番委員。

◎ 3 番（山田 顯）

今ですね、知内町は、非常にニラの生産10億円ということで、非常に力を付けております。したがって、こういうときだからこそ、このやはり国営事業の受益者負担、長年にわたる懸案事項なんですけれども、この問題をやはりきちんと整理すべきだと。そんな今回の安倍総理の発言の中にもですね、施政方針演説の中でも、やはりこんな言葉を使って、福沢諭吉のですね、「苦樂を与(とも)にするに若(し)かざるなり」いわゆる自立した個人を基礎として、そして、自分の負担は、国と個人とともにですね、それをしっかりと支払いして、今回のこの国営事業の問題である、事業を起こした後始末はきちんとやはり農家もすべきだし、その一部をですね、やっぱり町が負担できるものであれば、多少してもいいですけれども、全てを全部、他人任せにするということは、決して町の発展にも、国の発展にも、自治体の発展にも繋がらん。やはり自分の負担は自分の方できちんとすべき。そんな思いでいるんですが、もう一度、お願いをして、私の質問を終わります。

◎ 委員長（敦澤良子）

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

先ほども答弁させていただきましたけれども、課題解決のためにどういう今、課題があるのか、問題点があるのかということ、まず表面に出す。これは長年、それを解決できなくて、ずっと今、年数だけが経過して、なかなかやっぱりすぐ要するに解決できるという方法は見いだせません。少しやっぱり時間をおきながら、もう一回、やっぱり問題を表面に出した中で、一応、町、そして、受益者、そして、期成会、そんな形での協議をスタートさせれる態勢を如何に早く構築できるのかだと思っていますので、今、努力をさせていただいております。ですから、先ほども言いましたけれども、私は長く投げしておくということが、やっぱり問題の解決を難しくするという考え方を持たせていただいておりますので、できるだけ早い段階で、要するに方向性を見だして、協議をできる体制をまず、つくることが先決だろうと思っていますので、ご理解をいただければと思っています。以上です。

◎ 委員長（敦澤良子）

総括質疑を終わります。これから、討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようでございますので、討論を終わります。

これから、議案第21号、平成25年度知内町一般会計予算についての採決を行います。

この採決は、起立により行います。議案第21号、平成25年度知内町一般会計予算については、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

（ 起立多数 ）

起立多数でございます。したがって、議案第21号、平成25年度知内町一般会

計予算については、原案のとおり可決されました。

---

● 議案第22号 平成25年度知内町国民健康保険事業特別会計予算について

◎ 委員長（敦澤良子）

それでは、次に日程第2、議案第22号、『平成25年度知内町国民健康保険事業特別会計予算について』を議題と致します。

歳入歳出一括質疑を行います。

質疑ありませんか。国民健康保険事業です。歳入歳出一括質疑でございますので、1番。

◎ 1番（西山和夫）

単純に伺います。高額医療制度、これ今までは手続上、町で手続をしたり、病院側で手続したり、交付を受けるわけですけれども、制度的にこれから同じ流れですか、それとも、改正あるんですか。

◎ 委員長（敦澤良子）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（大野 樹）

説明致します。今のところ、変更の予定はないということでございます。

◎ 委員長（敦澤良子）

そのほか、ありませんか。

10番、伊藤議長。

◎ 議長（伊藤政博）

24年の補正で、基金繰入が3千数百万円しました。これで基金は多分ゼロになるんだろうと理解しているのですが、実績報告書を見ますと、23年・24年と前年対比にして一般療養費の部分だけ見ても、前年対比から少なくなってきましたよね。医療費がある程度、頭打ちになってきているのかなという気がするんですが、そういう中でですね、3千数百万円基金繰り入れたと。多分、決算時期でこれがそっくり繰り入れになるかどうか分かりませんが、そういうことを考えればですね、25年度も基金がない中で、きちんと回していけるのかなという心配が1つあるんですが、まず、そこだけお尋ねします。

◎ 委員長（敦澤良子）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（大野 樹）

説明致します。確かに基金、3,700万円の基金のほとんどを今回、24年度で繰り入れをする予定で計上しております。ただ、この内容につきましてはですね、給付費が10カ月経過した時点で計上しております。それで、今、11カ月過ぎましてですね、今の見込みでいきますと、3,200万円ほどの今現在、計上している予算に対して、3,200・3,300万円残りそうだとことです。従いまして、今、3,600万円ほどの基金繰入の予定をしておりますけれども、現実的には、1千万円以内で収まるということで、2,500・2,600万円の基金は

残せるのかなと思っています。ただ、もう1カ月の状況ありますので、今の状況でいきますと、およそ前年対比で600万円くらい、1月・2月分が下がっていますので、ということは、長期入院している方が残念ながら亡くなった方もおりますので、そういういろいろな要因がありましてですね、今のところ、基金1千万円以内では繰り入れで済みそうだというこの見通しを立てています。

◎ 委員長（敦澤良子）

議長。

◎ 議長（伊藤政博）

ここに北海道の町村議長会が出している、北海道のいろいろな形の資料があるんですが、それを見ますと、平成22年度の療養諸費の道内順位ということで、知内は多い方ですね、27・28番目、35万7千円・35万8千円程度の金額になっています。そして、1人当たりですね、保険料の金額で言いますと、これはむしろ85番目で低い方なんですね。そんなことを考えれば、医療費が割と掛かっている割には、保険料の1人当たりの負担額も少ないという状況です。残念なことに、今回、一般会計の予算の中で、この辺の医療費の軽減に向けての取り組みについて質疑が1つありませんでしたけれども、この辺から考えてですね、やはり北海道の中でも27・28番目という高い医療費の水準になっているものですから、ここをやはり抑えていかないことには、これからの国保会計も非常に危うくなるんだろうと思いますけれども、その辺については、どのような対策を考えているか、お尋ねします。

◎ 委員長（敦澤良子）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（大野 樹）

説明致します。今、医療費の関係につきましてはですね、後期高齢者の方に移っている方が、75歳以上、後期高齢者に移りますので、そういう方たちの部分も含めてですね、医療費が若干、下がり気味の傾向にあると思います。それと、入院については、およそ3カ月を目途に退院ということになっているんですけども、精神疾患の方については、1年以上、長期入院の方も相当おります。この方たちにつきましては、先ほどもちょっと説明しましたけれども、亡くなった方もおりますですね、医療費としては、1人当たりの医療費下がっているということで、今、見ております。それと、もう1つは、やはり予防に力を入れようということで、検診に力を入れようということで、保健センター中心にですね、やってきておりますので、75歳以上の特定検診の方も増えております。そういう状況もあるものですから、何とかそういう予防をしたいということで、早期発見、早期治療ということに、それぞれ町民の方の意識も変わってきているのかなということで考えております。したがって、23年度までの医療費と比較しても、若干、下がっている傾向にあるということで、今、判断しております。

◎ 委員長（敦澤良子）

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。  
討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第22号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、議案第22号は、原案のとおり決定を致しました。

---

### ● 議案第23号 平成25年度知内町後期高齢者医療特別会計予算について

#### ◎ 委員長(敦澤良子)

次に日程第3、議案第23号、『平成25年度知内町後期高齢者医療特別会計予算について』を議題と致します。

歳入歳出一括質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第23号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、議案第23号は、原案のとおり決定を致しました。

---

### ● 議案第24号 平成25年度知内町公共下水道事業特別会計予算について

#### ◎ 委員長(敦澤良子)

それでは、次に日程第4、議案第24号、『平成25年度知内町公共下水道事業特別会計予算について』を議題と致します。

これも歳入歳出一括質疑を行います。質疑ありませんか。

1番委員。

#### ◎ 1番(西山和夫)

12ページの公共下水道長寿命化計画、これもう少しちょっと具体的な説明お願いします。

#### ◎ 委員長(敦澤良子)

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

長寿命化計画というのは、国土交通省のメニューの中で、全ての施設におきましてですね、今までですと、傷んだらすぐ更新だとか、そういうような手順だったんですけども、もっと長生きに使うためには、どうしたらいいだろうかというあたりで、点検をして、それで計画を策定するというものです。それで、今回、この下水道に計上した公共水道の長寿命化計画というのはですね、うちの下水道の施設の中で、電気、あと、管守関係、この辺の部品が標準耐用年数、およそ12年から15年の品物なんですけれども、そろそろ耐用年数を迎えると。それで、耐用年数に迎えるにあたって、国土交通省の補助事業を採択してもらうためには、この辺のまず点検をして、それで、町独自に計画を立てて、それで、国の方と協議をするというものです。ですから、今回、今、電気関係、2年・3年後くらいには、更新を計画しているんですけども、その前段、25年度にですね、機器関係の点検等計画を立てるものでございます。

◎ 委員長（敦澤良子）

1番委員。

◎ 1番（西山和夫）

そういう指針の中で、要するにそういう不具合を逐次、報告しながら、国の援助を受けるという体制になるんですか。それとはまた違うの。

◎ 委員長（敦澤良子）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

逐次ということではなくてですね、まとめてまず、更新時期を迎えるものに関して点検をかけます。そして、その点検結果に基づいて、更新時期を計ったりですね、あと、更新をしないで、修理するものがあれば修理すると、そのようなですね、計画を立てるものでございます。

◎ 委員長（敦澤良子）

1番委員。

◎ 1番（西山和夫）

計画の年数的には、5年だとか、10年だとか、長期計画組んでいるということですか。とりあえず、それだけ。

◎ 委員長（敦澤良子）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

そのとおりですね、まず、点検結果に基づいて、何年後にはこういうものの更新をしなければならない。また、このくらいの時期には、こういうような補修をしなければならないというような計画を立てるものです。

◎ 委員長（敦澤良子）

1番委員。

◎ 1番（西山和夫）

最終的にその寿命を延ばすという考え方は、そういう維持補修をしながら、要す

るにいろいろトンネルなんか事故ありました。それは、点検不足等もあるんでしょうし、予算の関係上もあるんでしょうから、それらを含むというか、そういう事故のないように改めて、要するにそういう計画を立てて、やるべきものはやらせるという推進の考え方なんですか。

◎ 委員長（敦澤良子）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

まず、長寿命化というのは、どういうことかと言いますと、今までですと、点検したにしてですね、それで、そのあと、どのような手法を使って、それで長生きをさせるかというところに欠如がありました。ですから、今回、まず、点検をして、そして、更新が必要なものなのか、また、修理が必要なものなのか、その辺のまず、色分けが出てきます。そして、修理が必要であれば、この先、どこかで線引き、修理代と更新代、逆転するときがあるので、それが更新時期になってくるんですけれども、どの機器を今後、長生きさせるためには、どうするんだと、そして、長生きしないでこの先何年かくらいには更新が発生するか、そういうような長期的な計画を立てるものです。

◎ 委員長（敦澤良子）

1番委員。

◎ 1番（西山和夫）

であれば、この制度というか、この考え方をですね、この下水道だけに収めないで、全体的に例えば、この庁舎はじめ、そういう計画を組んで、要するに庁舎の長寿命化だとか、いろいろな活用方法ができるんだろうなという思いがあるんですけれども、それらをした方が我々にも目に見えるし、まして、どかっと要するにもう極端な修繕、誰しも一目でもう何でやらないのよというところまでほったらかすことがなくなるような気がするんですよ。そうなれば、やっぱり定期的に点検をして、長生きをさせると、建物を。そういう考え方が成り立つのかなという思いがありますので、是非、これ今、話を聞いただけでも結構、利便性があるのかなと思いますので、これだけにこだわらず、全部の中でそういう長寿命化に向けたそういう細かな計画も立てた方がいいのかなと思います。

◎ 委員長（敦澤良子）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

1点だけ説明させていただきますと、今回、下水道、長寿命化計画策定致しました。それで、昨年度まで、橋の長寿命化計画策定しております。これは完成、全部、終了致しております。また、別件では、本年度の予算で、公営住宅の長寿命化計画、これについても計上しております。ですから、町全体ですね、この長寿命化の中で、点検を動いているというところで計画しておりますので、ご理解願います。

◎ 委員長（敦澤良子）

1番委員。

◎ 1番（西山和夫）

その公営住宅ちょっと分からなかったんですけれども、要するに先ほど湯の里の



団地の議論もありましたけれども、それらも入っているということなんですか。要するに今年度からということ。もう1年やっているの。

◎ 委員長（敦澤良子）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

今年度、25年度からでございます。

◎ 委員長（敦澤良子）

そのほか、質疑ありませんか。5番委員。

◎ 5 番（谷口康之）

13ページのこの工事請負費の部分で、資料を見ますと、国道側の海側の方に今回、50mということで、新しい店舗ができる予定ということで、これ引っ張ったんですけども、考え方見ますと、農協のスタンドから横断管でやってもいいんじゃないかと思うんですけども、それ将来的な展望を考えて、こっちの方に50m布設するという形で考えてよろしいですか。

◎ 委員長（敦澤良子）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

将来的なことが、第1番目です。今、新店舗建設予定地といわゆる横山さんのお宅の間というのは、下水道の管というのは何もない地区でございます。ですから、今回50m布設することによってですね、新しく計画している新店舗、それから、横山さんの間、あの土地にも将来、建築物ができたときにも下水道で受けれるというような計画のもとでですね、今回、50m布設してございます。それと、もう1つ、国道の横断、農協の方に横断する手も確かにあるんですが、これについては、国道の上から穴を掘らないで、横穴を掘ってやる方式じゃないと施工できないです。そうしますと、工事費についてはですね、m20万円とか、50万円というかなりの金額になってしまうものですから、経済的にもですね、国道舗道上に50m布設した方が優位だというふうに考えております。

◎ 委員長（敦澤良子）

5番委員。

◎ 5 番（谷口康之）

確認のためにもう一度聞きますけれども、そしたら、今の50mやって、ローソンですか、仲上さんの間は全然そういう施設は何も入っていないということで理解してよろしいんですか。

◎ 委員長（敦澤良子）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

ローソンの前については、現在、何も管は入っておりません。ただ、ローソンの店舗については、別系統で下水道を引っ張っていただいているので、また将来ですね、ローソンとその新店舗の間に新しい施設が建つようなときには、またその前のところをですね、50mからただ延長すれば良いと思うんですけども、その辺の深さは確保しておりますので、そのときにまた計画しなければならないかなと思っ

ています。

◎ 委員長（敦澤良子）

そのほか、ございませんか。質疑ありませんね。

（「なし」の声あり）

質疑がないようでありますので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第24号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、議案第24号は、原案のとおり決定を致しました。

---

● 議案第25号 平成25年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計予算について

◎ 委員長（敦澤良子）

次に日程第5、議案第25号、『平成25年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計予算について』についてを議題と致します。

これも歳入歳出一括質疑を承ります。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようでございますので、終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようでございますので、討論を終わります。

これから、議案第25号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、議案第25号は、原案のとおり決定を致しました。

---

● 議案第26号 平成25年度知内町介護保険特別会計予算について

◎ 委員長（敦澤良子）

次に日程第6、議案第26号、『平成25年度知内町介護保険特別会計予算について』を議題と致します。

この議題についても、歳入歳出一括質疑を承ります。

質疑ございませんか。議案第26号です。介護兼特別会計予算について。

1番、西山委員。

◎ 1番（西山和夫）

33ページの認定審査会共同設置負担金とありますけれども、これは主に認定は分かるんですけれども、それ以外の内容としては、どのようなものですか。

◎ 委員長（敦澤良子）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（大野 樹）

認定審査会につきましては、毎月2回、審査会実施しています。そのほかに1年に1回くらい研修会を実施ということの経費であります。

◎ 委員長（敦澤良子）

1番委員。

◎ 1番（西山和夫）

研修というのは、専門的な当然、研修になると思うんですけれども、メンバー的には、専門者が多いんだと思うんですけれども、専門がどういう研修をするんですか。

◎ 委員長（敦澤良子）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（大野 樹）

説明致します。大部分がお医者さんということで理解してください。あと、施設、例えば、しおさい園の施設長ですとかということでございます。要するに介護認定についての今の介護の状況ですとかというようなことを含めた研修ということでございます。

◎ 委員長（敦澤良子）

1番委員。

◎ 1番（西山和夫）

介護認定の内容的な研修ということになれば、毎年、その内容的なものというのは、そんなに複雑なものが出てくるのか、ちょっとその研修の意味が専門家だと思っていますので、ある意味。

◎ 委員長（敦澤良子）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（大野 樹）

具体的にはですね、制度改正ですとか、そういうものがあつたときに研修ということで理解をしていただきたいと思います。

◎ 委員長（敦澤良子）

そのほか、ございませんか。質疑ありませんね。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第26号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、議案第26号は、原案のとおり決定を致しました。

---

## ● 議案第27号 平成25年度知内町水道事業会計予算について

### ◎ 委員長(敦澤良子)

次に日程第7、議案第27号、『平成25年度知内町水道事業会計予算について』を議題と致します。

収入支出一括質疑を行います。質疑ございませんか。水道会計。

1番委員。

### ◎ 1番(西山和夫)

以前にもお伺いしましたけれども、消化に伴う無水量というんですか、有効水量にカウントされない部分なんですけれども、その考え方、もう一度、消防に関する、消防で水を使う、要するにそれが有効水量扱いになっていないという、その考え方をちょっと尋ね致します。

### ◎ 委員長(敦澤良子)

建設水道課長。

### ◎ 建設水道課長(佐々木孝幸)

消火活動に使用する時の水の使用量について、徴収をしないのがなぜかというように捉え方をしております。それで、料金収入、料金を徴収している東京都あたりは実際にあるんですけれども、当町におきましては、差ほど火災の件数も多くないというのと、それと、一般的に道内におきましても、料金収入も取っていない例もあると、それと、今のところ経営的にもそれが経営に影響を及ぼす数字ではないというあたりでですね、料金を徴収してございません。

### ◎ 委員長(敦澤良子)

1番委員。

### ◎ 1番(西山和夫)

言い方として、何と言うんですか。要は漏れているという、漏れている部分を含めて、要するに有効に入らない部分なんですけれども、ただ、その使っている、確実に消火作業に使っている水を要するにどのくらい使ったかというものをおさえおけば、それが有効水量として、そしたら90何パーセントにあたるのか、今、80パーセントくらいですよ、だいたいその目安というのは、やっぱり出すべきだろうと思うんですけれども、その辺の考え方。

### ◎ 委員長(敦澤良子)

建設水道課長。

### ◎ 建設水道課長(佐々木孝幸)

だいたい、その水量の想定というのがですね、消火活動するときには、まず、防火水槽を優先だというふうに、消防の方で聞いております。それで、防火水槽をあそこは、40トンですか、40トンで消火活動するとき、消火栓から給水しっぱなしの状態になりますか。ですから、その時間数で、だいたいの数字はおさえることはできます。ですから、有収水量のほかに有効水量、その中にはですね、あくまでも想定水量なんですけれども、防火水槽に使う量というのは、カウントはしております。ただ、料金の方には反映させておりません。有収にはカウントしていない、有効にはカウントしていると。ただ、その有効にカウントしている水量については、何せメーター付いていないものですから、あくまでも、想定でしかありませんが、想定での数字については、計上してございます。

◎ 委員長（敦澤良子）

1番委員。

◎ 1 番（西山和夫）

東京都では、うろ覚えなのでちょっとあれですけども、97パーセントか、98パーセントのカウント、有効水量という考えであります。それによって、深夜、探知機によって、東京都は専門的に漏水がないかということをやっているそうなんですけども、やっぱりある程度、水は流れものだから漏れるというのは想定済なんでしょうけれども、ただ、ある程度、それを90・98パーセントにしていくというのも、やっぱり金が取れるわけですから、無駄にそうやって流すよりは、手当てをして、100パーセントに近づけるといって方向に進んでいくべきだろうと思っておりますので、消火に対しては、大きいところもどういってカウントしているのかどうか分かりませんが、できるだけそれをカウントしながら、100パーセントに近づけていくようなシステム、担当の努力は随時見ているので、鋭意努力しているということは分かりますけれども、できるだけ、その97・98パーセントに近づけるといって、取り進めるべきだろうと考えますけれども。

◎ 委員長（敦澤良子）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

まず、有効水量の中にですね、その消防等で使う水量がどの程度、影響しているかということ、コンマ何パーセントという世界です。それで、今、確かに80パーセント前半の有効率なんですけども、今後とも古い管の更新等を行っていきながらですね、また夜間の調査も実施してまいりますので、おっしゃるとおり、100パーセントに近づける努力をしていきたいというふうに思います。

◎ 委員長（敦澤良子）

そのほか、ございませんか。

5番委員。

◎ 5 番（谷口康之）

水道会計の12ページの委託料で、湯の里浄水場の改修工事実施設計で、1,040万円、それから、備用品費で企業会計の料金システム導入費ということで、この辺の部分で、内容的なものをまず、お知らせ願いたいと思います。この湯の里浄水場の改修、あの大きさから見て、業務委託というか、実施設計の金額的に私はち

よっとすごく大きく感じるんですけれども、その辺、どうなんですか。

◎ 委員長（敦澤良子）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

まず、この実施設計の業務委託の中身についてはですね、地質調査並びに電気機械、そして、土木構造物、全ての設計調査を含んでおります。それで、算出基準については、厚生省の積算基準で積み上げておりますので、とりあえず、現状におきましては、この数字1,040万円に関しては、問題のない数字かなというふうに私どもも考えております。それと、企業会計の料金システム導入費1千万円、これにつきましてはですね、今の公営企業会計、これが47年ぶりに大幅改定致します。それで、全く違った公営企業ではなく、民間企業会計に近い取扱いで、平成26年度の予算決算から導入されます。ですから、今までの取扱いと全く違うものですから、まず、担当者もなかなか中身について承知できないような複雑さであります。これをきっかけにですね、今まで使っている料金システム、これがあまり高度じゃなく、下水道ともリンクしていない、関係していない、そして、予算決算、これとも関係していないシステムなので、まず、この1千万円を導入して、新しい会計システムに対応をするのと、それと、1千万円導入するわけですから、今、およそ2人半、会計に、職員ついてるんですけれども、導入することによって、恐らく1名は削減できるだろうと踏んでおります。そんなことからですね、25年度に会計システムを導入して、それで、人件費削減とそれと誰でも扱えるような人事異動に伴っても速やかに対応できるような料金システムを導入したいというふうに考えて、この1千万円計上してございます。

◎ 委員長（敦澤良子）

5番委員。

◎ 5番（谷口康之）

そういう新しくなるということは分かるんですけれども、そしたら、検満というか、メーターを調べて歩くのは、今までどおり、従来どおりの人で同じようなことをやるということで理解してよろしいんですか。

◎ 委員長（敦澤良子）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

メーター検針についてはですね、やはりいろいろな仕組みがあって、車でそのまま走ればデータを取るようなシステムもあるのですが、今までどおり人間が歩いて、それで数値を把握すると。ただ、それ以降については、だいぶスピーディになってくると思います。数値をこのシステムに導入して、それで、あと、料金の調定からそれから最終的な決算までというのは、スムーズに移行できるようなシステムでございます。

◎ 委員長（敦澤良子）

そのほか、ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようでございますので、打ち切りたいと思います。

これから討論を行います。  
討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようでございますので、討論を終わります。

これから、議案第27号を採決します。

お諮り致します。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、議案第27号は、原案のとおり決定を致しました。

---

## ● 閉会宣言

### ◎ 委員長(敦澤良子)

以上で、本委員会に付託された案件は、全て終了致しました。

これで、本日の会議を閉じます。

平成25年度知内町予算審査特別委員会を閉会致します。

最後に、委員長から一言、ご挨拶をさせていただきます。

大変、不慣れなため議事の進行上、大変、ご迷惑をおかけしたところでございますが、委員の各位、また、理事者の皆さん、また執行機関の皆さんに大変、協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。以上、ご挨拶とさせていただきます。

なお、委員の皆様には、この後、直ちに議員控室において、委員会報告の取りまとめをしたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

大変、ご苦労様でございました。以上です。

( 閉会 午後 2時14分 )